

九州看護福祉大学
自己評価報告書・本編

〔 日本高等教育評価機構 〕

平成20年6月

九州看護福祉大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 九州看護福祉大学の沿革と現況	4
III. 「基準」ごとの自己評価	6
基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	6
基準 2. 教育研究組織	8
基準 3. 教育課程	12
基準 4. 学生	19
基準 5. 教員	31
基準 6. 職員	36
基準 7. 管理運営	40
基準 8. 財務	45
基準 9. 教育研究環境	49
基準 10. 社会連携	54
基準 11. 社会的責務	62
IV. 特記事項	66

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 九州看護福祉大学の建学の理念

現代の生活者が求めているものは、医療がその原点に立ち返ることである。医療の原点とは、ただ病を治すことだけでなく、生活の中で病をとらえ、生活を通して病を克服し、さらに病にならないような健康な生活をつくりだすこと、そのための全人的援助である。すなわち人々は、医療が施設から出て自分たちの生活の中に入ってきて、その生活を心身共に援助してくれることを待望している。

言うまでもなく、そのような援助の中核となるものは、社会生活への看護福祉であり、それは勝義には保健・医療・福祉活動と称するべきものである。ここに従来の保健・医療と福祉とが出会い、一つの統合的活動となる必然性がある。

九州看護福祉大学の設立は、こうした生活する人々の渴望に呼応して立案されたものであって、その目的は保健・医療・福祉活動についての研究及び人間的知見と能力を有した人材を育てることにある。

本学が設立されているこの地は九州の中域に位し、その教育研究活動が九州全域に翼を広げることのできる最適の地である。したがって、当地は九州の全域から人材を集め、かつ、育成することのできる要所であり、保健・医療・福祉の教育研究が発展し得る拠点となり得るものである。本学は、この地に屹立して我が熊本県城北地域の人々の保健・医療・福祉に貢献し、さらには我が国の保健・医療・福祉活動に新しい方向を示し、ひいては展望を切り開くことを目指すものである。

かくして、本学は、その教育と研究において地域の人々への全人的保健・医療・福祉活動を基盤としながら、九州全域にわたる、さらには我が国の全体にわたる保健・医療・福祉活動をも射程に入れるという目標をもち、これを以って建学の理念とするものである。

2. 大学の基本理念

次の三つを基本理念として掲げている。

(1) 地域とともに成長する大学

本学は、公私協力方式によって設立する大学として『地域とともに成長する大学』を基本理念とする。大学の持つ能力・機能・施設を地域に開放し、21世紀の超高齢社会を行政・地域・住民・大学が一体となって支えていくものである。

(2) 生涯にわたって学べる大学

本学は、従来の偏差値教育の弊害から脱し、「実学教育」と「生涯教育」を重視する『生涯にわたって学べる大学』を基本理念とする。

(3) 近隣諸国と学ぶ大学

本学は、アジアの近隣諸国との交流を重視し、保健・医療・福祉を国際的に見る感覚、国際感覚を身に付けた専門家の養成を基本理念とする。

3. 教育方針

また、次の5項目を本学の教育の方針として掲げている。

- (1) 「こころ」豊かな人間性を培い、個性を尊重する精神を養う。
- (2) 患者並びにクライアントとコ・メディカルスペシャリストとの間の人間関係と信頼性を確保する。
- (3) 論理的・学際的思考力を育成し、適切かつ、柔軟性に富んだ判断力と分析力を養う。
- (4) 国際的な幅広い視点に立ち、最新の情報収集と情報発信能力を培うとともに、国際感覚の習得と創造的・意欲的な活動力を育成する。
- (5) 保健・医療・福祉に関する最新の知識と技術水準を向上させる。

4. 使命・目的

このような建学の精神、大学の基本理念を踏まえ、「九州看護福祉大学学則」第1条に本学の使命・目的として次のように示している。

「九州看護福祉大学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人間性豊かな人材の育成を目指し、もって文化の発展に寄与し、新たな社会の需要に応え、国民の保健と福祉の向上に貢献することを目的とする。」

5. 大学の個性・特色

我が国では、高齢社会の到来とともに、その健康状態若しくは健康レベルも多様化を呈し、健康な生活を営むための保健・医療・福祉の必要性も著しく増加してきた。一方、年々女性の社会進出が進み、家庭内のケアから社会的・地域的ケアへと様変わり現象が進行しつつある。また、経済のめざましい発展の反面、単に生きることから保健・医療・福祉の面でも、健全な日常生活の面でも、さらに療養生活においても、すべての面でより質の高い生活、残された健全な機能をフルに活用してQOL（クオリティ・オブ・ライフ）の向上を願う志向が強まり、生活の質並びにケアの質が問われるようになった。

その結果、従来のように保健、医療及び福祉の制度が個別に機能するのではなく、介護保険制度のこの10年の歩みにみられるように、統合された新しい体制の保健・医療・福祉の時代に入ったといえる。まさに、このような社会的ニーズに応えるべく、九州看護福祉大学看護福祉学部は設立されている。

本学では、その教育課程を通して、保健・医療・福祉の統合という視野とそれぞれの領域を越える知識・技術を持ち、地域社会に強い専門職人材を育成することを特色としている。また、大学の基本理念の実現に向けた取組として、次のような形で具現化している。

(1) 地域とともに成長する大学

地元の玉名市と正式に「玉名市と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定」を締結し、具体的に9項目の実施課題を掲げ、現在3事業が進行中である。また、人的交流促進の観点から、当該地域における保健・医療・福祉関連施設のスタッフが本学大学院研究科へ入学する際の授業料の減免措置を実施している。さらに、教員は各自治体の審

議会等の主要なメンバーとして、地域における知的資源として活躍するとともに、学生は多様なボランティア活動（「まちの保健室イコイバ」、「子ども海洋教室」等）やサークル活動の成果を地域に還元している。

(2) 生涯にわたって学べる大学

地域住民を対象とした公開講座を年間 16 回（2 コース×8 回）実施しているほか、本学で開設する授業科目の一部を履修することができる科目履修生制度を設け、誰でもいつでも学べる態勢を整えるなど、生涯教育の充実を図っている。

(3) 近隣諸国と学ぶ大学

本学教員として中国及び韓国出身者を採用しており、これらの外国語を選択科目として開設し実績を挙げている。また平成 19（2007）年度より社会福祉学科に国際協力コースを設置（定員 20 人）し、東南アジアを中心とする途上国との保健・医療・福祉の国際協力人材の養成を行っている。さらに、韓国の全州市に所在する「又石大学」との交流協定の締結により学生間の交流が行われることとなっている。併せて、玉名市の姉妹都市であるアメリカのアイオワ州クラリンド市に所在する「アイオワ・ウエスタン・コミュニティカレッジ」と交流協定を締結するなど、国際的な交流を推進している。

II. 九州看護福祉大学の沿革と現況

1. 本学の沿革

年 月 日	事 項
平成7年2月	玉名市に大学設立促進室を設置
平成8年3月	財団法人九州看護福祉大学設立準備財団設立許可
平成9年12月	学校法人熊本城北学園寄附行為認可申請及び九州看護福祉大学設置認可申請の認可書の交付
平成10年4月	九州看護福祉大学看護福祉学部（看護学科、社会福祉学科）開学
平成15年4月	大学院看護福祉学研究科（修士課程）看護学専攻を開設 （基礎看護学、臨床看護学、地域看護学の3分野）
平成16年4月	社会福祉学科に介護福祉士養成コースを設置
平成17年4月	大学院看護福祉学研究科に精神保健学専攻を開設 看護学科に助産師養成課程を設置
平成18年4月	看護福祉学部にはリハビリテーション学科を開設 社会福祉学科に6コース制（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、福祉環境マネジメント、国際協力、精神発達・心理）を導入
平成18年11月	玉名市と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定を締結
平成19年4月	大学院看護福祉学研究科看護学専攻を改組し、新たに老年看護学、国際保健学の2分野を設置（計5分野）
平成19年6月	アメリカ合衆国アイオワ・ウエスタン・コミュニティ・カレッジ（IWCC）と九州看護福祉大学との協力協定を締結
平成19年11月	専修大学玉名高等学校と九州看護福祉大学における高大連携に関する協定を締結
平成20年4月	九州看護福祉大学と大韓民国又石大学との短期留学生の受け入れに関する覚書を締結

2. 本学の現況

- (1) 大学名 九州看護福祉大学
(2) 所在地 熊本県玉名市富尾 888 番地
(3) 学部等の構成

学部・研究科名		学科名・専攻名
学 部	看護福祉学部	看護学科 社会福祉学科 リハビリテーション学科
大学院	看護福祉学研究科	看護学専攻 精神保健学専攻

(4) 学部及び大学院の学生数 (平成 20 年 5 月 1 日現在)

【 大 学 】

看護福祉学部	収容定員	在学生総数	1年次	2年次	3年次	4年次
看護学科	400	546	140	144	120	142
社会福祉学科	800	719	120	160	209	230
リハビリテーション学科	180	237	82	81	74	—
合 計	1,380	1,502	342	385	403	372

※リハビリテーション学科は学年進行中

【 大学院 】

看護福祉学研究科	収容定員	在学生総数	1年次	2年次
看護学専攻	24	20	11	9
精神保健学専攻	24	17	4	13
合 計	48	37	15	22

(5) 学部及び大学院の教職員数 (平成 20 年 5 月 1 日現在)

(注：学長除く)

学部教員数		大学院教員数※		職 員 数	
看護学科	31	看護学専攻	13	専 任	18
社会福祉学科	34	精神保健学専攻	11	嘱 託	16
リハビリテーション学科	13	—	—	臨 時	3
計	78	計	23	計	37

※大学院教員は学部教員と兼務

Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること

《1-1の視点》

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

(1) 1-1の事実の説明（現状）

毎年度発行する本学学生便覧への掲載によって学内の教職員・学生に明示し、また毎年度発行の「採用のための大学案内」や随時発行の年報、記念誌には必ず掲載し、学外に示している。また、入学式、学位記授与式等の式典において、学長、理事長の式辞の中で強調することによって学内外に周知を図っている。

(2) 1-1の自己評価

本学の建学の精神・大学の基本理念の周知については、比較的歴史が浅い大学であり、また、公設民営（公私協力方式）という設立経緯もあり、相当程度に努力していると判断する。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の理念をより広く周知させるため、広報宣伝事業を活発に行う必要があり、そのためにマスメディアの利用やホームページの充実等、ITを活用した活動を重視することとし、「広報委員会」で検討する。

1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されること

《1-2の視点》

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

(1) 1-2の事実の説明（現状）

①建学の精神・大学の基本理念を踏まえ、「九州看護福祉大学学則」第1条に「九州看護福祉大学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人間性豊かな人材の育成を目指し、もって文化の発展に寄与し、新たな社会の需要に応え、国民の保健と福祉の向上に貢献することを目的とする」と定め、大学の使命と目的を明らかにしている。

その使命・目的を達成するため、次のような取組を行っている。

「玉名市と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定書」を締結し、保健・医療・福祉の領域を中心に具体的に9項目の事業課題を揚げ、現在はその中から「国民健康保険の医療費の分析事業」、「高齢者の健康づくり」、「環境基本計画の策定事業」の3つの事業を地域との共働により実施している。また、人的資源の開発・育成の面においては、当該地

域の保健・医療・福祉関連施設、教育機関スタッフの質的向上、キャリア・アップを支援するため、本学大学院・看護福祉学研究科において授業料の減免措置を講じるなど、その機会の拡充に努めている。さらに、地域の保健・医療諸団体（熊本県看護協会等）や自治体とともに本学学生、教職員がピアカウンセリング・スタッフとして「まちの保健室イコイバ」を設置し、思春期の悩み相談に応じるなど活発な活動を展開しており、マスメディアにも取り上げられ、モデルケースとして注目されている。また、教育課程においては、「共通科目」及び「共通専門科目」において、看護、社会福祉、リハビリテーション学科の枠を越えた横断的・統合的な科目設定を行い、他の教育機関に比し広い視野を持った専門職業人の基礎を作っている。

②本学の使命・目的及びそれを踏まえた取組み、教育課程については、毎年度発行する学生便覧及び定期刊行誌「九州看護福祉大学学报」に掲載し、学生及び教職員への周知を図っている。学报は、関係機関のほか、在学生及び卒業生の全家庭に配布している。また、入学式、学位記授与式等の式典における学長、理事長式辞を始め、折に触れて大学主催の各種会合の中で強調しており、学内には浸透していると考えている。

③毎年度発行する「採用のための大学案内」随時作成する「九州看護福祉大学年報」「九州看護福祉大学創立 10 周年記念誌」等には必ず掲載し、学外に公表している。

（２）１－２の自己評価

本学は保健・医療・福祉に特化し、明確な使命・目的を持つ大学であるため、その明示については特に意を尽くしており、学生全員に配布する学生便覧に各学科の特色を詳細かつ具体的に記載することによって、学生の目的意識と目標を明確化している。

（３）１－２の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的をより明確に学内外に発信するために、マスメディアの利用やホームページの充実を図るなど、IT の活用がより一層必要である。

[基準Ⅰの自己評価]

本学の建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的についてはその明確化と周知の努力は図られている。しかし、基本理念に比し、使命・目的の明示化とそれに基づく意志の統一・共有化は十分とは言えず、各学科の段階にとどまり、必ずしも全学的なものとはなっていない面がある。文書化に当たって、強調されている文書もあれば、抜け落ちている文書もあり、必携化された共通文書の形にはなっていないため、今後共有化の充実を図る。

[基準Ⅰの改善・向上方策（将来計画）]

「全学共通の文書」、「入学案内」、「採用のための大学案内」等の作成に当たって、建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的を必ず掲載するよう関係担当部門で意思統一を図る。また、これらを広く広報・宣伝し、特に学外に発信するために、IT 化の進展のなかで、各種メディアの活用、ホームページの機動的な充実を行う。さらに、地元玉名市の広報誌（月 2 回発行）に「九州看護福祉大学便り」を定期的に掲載するよう計画している。
（平成 20（2008）年 7 月号より実施）

基準2. 教育研究組織

2-1 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

《2-1の視点》

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

(1) 2-1の事実の説明（現状）

本学は、保健・医療・福祉それぞれの分野を統合し、医療や介護、生活援助、リハビリを必要とする人々が持つ能力や機能を生かしたケアの理念に基づく「看護・リハビリと福祉の実践」を通して、豊かで質の高い生活設計を創造できる人材を養成することを目的としており、この目的を達成するため、看護福祉学部看護学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科の3学科、また、より高度の専門性を有する職業に必要な能力を有する人材を養成するため、看護学専攻（4分野7領域）及び精神保健学専攻（2分野4領域）の2専攻から構成される大学院看護福祉学研究科を有している。

学部及び大学院の教育研究組織の規模、構成は、表2-1-1のとおりである。

表2-1-1 学部・学科、研究科・専攻の入学定員・収容定員・在籍学生数

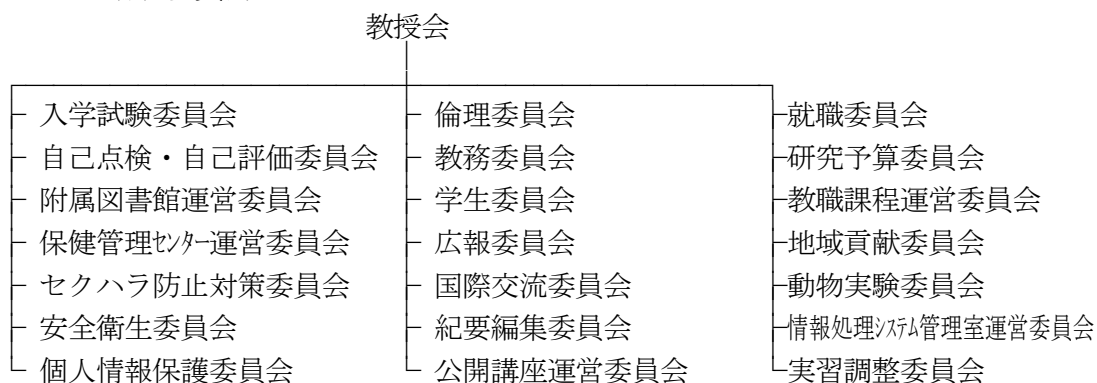
学部	学科	入学定員	収容定員	在籍学生数
看護福祉学部	看護学科	100	400	546
	社会福祉学科	200	800	719
	リハビリテーション学科	60	180	237
学部計		360	1,380	1,502
看護福祉学研究科	看護学専攻	12	24	20
	精神保健学専攻	12	24	17
研究科計		24	48	37
大学計		384	1,428	1,539

※リハビリテーション学科は平成18年度開設・学年進行中

運営組織としては、教授会及び研究科委員会が設置され、それぞれ教学関係の重要事項について審議されている。教授会には図2-1に示すように、「入学試験委員会」、「自己点検・自己評価委員会」のほか、「教務委員会」、「学生委員会」等教学事項に対応した各種委員会を設置され、大学運営に大きな役割を果たしている。また、教授会や研究科委員会の議事の調整を行うため、「運営協議会」（研究科委員会については運営会議）を設置し、本学諸規程の制定・改廃、教育課程、学生の身分異動関係、入学試験関係等の事項について事前の確認を行っている。「運営協議会」は、学長、副学長はじめ、各学科長、各専攻長、附属図書館長、教務委員会委員長、事務局長、事務局各担当課長らを構成員としており、学部、大学院、附属図書館等がそれぞれ相互に連携が保てるよう、また、相互に適切な関連性が

保てる仕組みとなっている。「運営協議会」等で確認された事項については教授会、研究科委員会に諮られ、審議決定の上、議事録の配布を通じて、また、学科会議等の場で構成員に伝達される。

図 2-1 各種委員会



(2) 2-1の自己評価

教育研究上の目的を達成するための組織として、それぞれに適切な規模を持つ看護福祉学部、看護福祉学研究科、附属図書館等を有しており、また、教授会、研究科委員会での議事に先立ち、学長を議長とする「運営協議会」等で議論、確認されていることから、各組織の目的に照らした相互の関連性を保つことができている。各種委員会は、広く学内の意見を集約するためには必要な組織であるが、大学の抱える課題が複雑化することにより委員会の数が多くなっていることも確かで、教員の委員就任の負担を軽減するためにも、委員会の数を整理する必要がある。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

教授会等の審議事項について協議、確認するという重要な役割を持つ「運営協議会」等に係る設置規程が整備されていないので、各種委員会の整理・統合を進める中で、あわせて整備する。また、現在は各種委員会で協議した事項は全て教授会において再審議、決定されているが、意思決定のスピード化を図る観点から、「運営協議会」等において、軽易なものとして各種委員会での審議のみで決定できるものを定め、その審議結果を踏まえて、学長決裁により業務を執行できることとするなど、スピード感のある事務処理方策を構築する。

2-2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

《2-2の視点》

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

(1) 2-2の事実の説明（現状）

人間形成のための教養教育を行うため、3学科の共通科目として、「人間と生活の理解」（「文学」、「心理学Ⅰ」、「心理学Ⅱ」、「哲学」、「法学Ⅰ」、「法学Ⅱ」、「倫理学」、「教育学Ⅰ」、「教育学Ⅱ」、「社会学」等 11 科目）、「ことばと文化」（「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」、「英会話」、

「ドイツ語」、「中国語」等 9 科目) 及び「科学的思考の基盤」(「基礎生物科学」、「生命倫理」、「人間工学」、「情報リテラシー」、「環境生物学」等) が各学科のカリキュラム上に教養科目として組み立てられており、3 学科の学生は希望すればこれらの教養科目を自由に選択できる。

これらの教養科目のあり方は、「教務委員会」において検討され、最終的には教授会で審議・決定されている。従って教養教育の運営上の責任は「教務委員会」が持ち、最終的な責任は教授会が負っている。

(2) 2-2の自己評価

学科毎に必要な教養科目数に若干の違いはあるものの、教養教育の実施に必要な組織上の位置づけはなされており、その責任体制も確立されている。

(3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

現在の方策を継続して行うとともに、社会の変化に伴い人間形成に必要な教養科目を精選し教授するなど、看護師等の国家資格取得だけでなく、本学の使命・目的に沿ってわが国に有為な人材を育てる。

2-3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

《2-3の視点》

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

(1) 2-3の事実の説明(現状)

大学の教育方針等に関わる事項については教授会で審議が行われるが、審議に至る過程では、学科会議において学科としての意思決定を行い、全学の「教務委員会」等で審議の上、教授会に上程され最終決定が行われる。その間、全学教職員が認識している大学の使命・目的に照らして協議がなされており、教育目的等には対応できている。また、学習者の要求への対応としては、日々の窓口業務案内での対応や学生の授業評価アンケート調査を踏まえ対応している。これらの会議で決定された事項については、学部においては教授会議事録を配付し、さらに各学科会議及び事務局課長会議の場で報告され、全学的な周知が図られている。

(2) 2-3の自己評価

各学科会議、「教務委員会」、教授会と段階を踏んで議論がなされており、各学科等からの意見も反映されるとともに、各段階で大学の使命・目的との整合性も確認されている。決定された事項については、各学科等を通じて構成員に周知されており、意志決定過程に問題はなく機能している。また、学習者の要求を反映できる仕組みも確立されている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

教育方針等を形成する組織と意志決定過程は十分機能しているが、学科間の相互連携や協力体制については、必要に応じて教授による懇談会等を開催するなど、さらに創意工夫を行う。

[基準2の自己評価]

本学は、国民の保健・医療・福祉の向上に貢献することを目的に掲げて、創設当初から保健・医療・福祉それぞれの分野を統合し、生活支援につながる保健福祉の実践を目指してきた。そのために必要な教育研究組織を整備し、現在、看護学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科の3学科を有している。それぞれの学科は適切な規模と構成を有しており、各学科間及び大学院とも相互に関連性を持っている。また、大学の教育研究等に関わる学内意志決定機関としては、教授会、研究科委員会、学科会議、専攻会議等が機能しており、決定された事項についてもすぐさま構成員への周知がなされているなど、教育研究組織の体制等は適切に機能していると判断する。

[基準2の改善・向上方策（将来計画）]

教育研究組織は機能しているものの、大学の基本理念に基づいた中長期ビジョンの検討が緒についたばかりであり、「将来構想検討委員会」の報告を基に実現可能なものから早期に計画を策定できるよう「学内理事会」を中心に議論を深める。

基準3. 教育課程

3-1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

《3-1の視点》

- 3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、研究科ごとの教育目的・目標が設定されているか。
- 3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。
- 3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

(1) 3-1の事実の説明(現状)

建学の理念にのっとり、「九州看護福祉大学学則」第1条に「教育基本法及び学校教育法」の精神に基づき、学術の中心として広く知識を授けると共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人間性豊かな人材の育成をめざし、もって文化の発展に寄与し、新たな社会の需要に応え、国民の保健と福祉の向上に貢献することを目的とする」旨を定めており、その目的を達成するため、「九州看護福祉大学学則」第3条の2に学部及び各学科並びに「九州看護福祉大学大学院学則」第6条の2に研究科及び各専攻に係る教育研究上の目的を掲げている。各学科、各専攻に係る教育研究上の目的は以下のとおりである。

■看護福祉学部

保健・医療・福祉それぞれの分野を統合し、医療や介護、生活援助、リハビリを必要とする人々が持つ残存能力や機能を生かしたケアの理念に基づく「看護・リハビリと福祉の実践」を通して、豊かで質の高い生活設計を創造できる人材を養成する。

(看護学科)

看護の対象者である“人”を理解することを基本に、保健・医療・福祉の三領域について総合的に教育研究を行い、生活者の心身の健康及び地域の健康問題を捉え、それを解決する能力を持ち、あわせて幸福や生きる意味について生活者と共に考えることの出来る人間学的知見をも有した人材を養成する。

(社会福祉学科)

社会福祉の分野を中心に、社会の変化に伴う諸課題に応えるべく、生活者の視点から当事者並びに家族、地域住民を含む多くの“人”を対象に解決すべき諸問題を捉えて、理論的、実践的な教育と研究を行い、社会福祉の領域はもとより、医療福祉や福祉行政等においても活躍できる有能な人材を養成する。

(リハビリテーション学科)

対象者である“人”を理解することを基本に、保健・医療・福祉に関する専門的で高度な知識、技術についての教育研究を行い、広い視野と良識ある教養を持ち、チーム医療を担う一員として総合的かつ横断的な知識、判断力を有し、保健・医療・福祉の現場における対応能力に優れた人材を養成する。

■看護福祉学研究科

「保健・医療・福祉を幅広く学ぶ」という独自の教育実績と研究成果を基に、看護福祉

及び精神保健のより高度な学術の理論及び応用を教授研究し、専攻分野における研究や高度の専門性を要する職業に必要な能力を有する人材を養成する。

(看護学専攻)

科学的根拠に基づく看護を目指し、看護学分野について幅広く高度で総合的・専門的な教育研究を行い、臨床、管理、教育あるいは研究において、優れたリーダーシップを発揮し得る能力を備えた人材を養成する。

(精神保健学専攻)

現代社会における人や社会集団のライフステージやライフサイクル上の精神保健上の問題を主題に、基盤研究や学際的・開発的な教育研究を行い、精神保健課題に的確に対応出来る人材を養成する。

また、本学には、教育研究上の目的を達成するための教育方針として、①「こころ」豊かな人間性を培い、個性を尊重する精神を養う、②患者並びにクライアントとコ・メディカルスペシャリストとの人間関係と信頼性を確保する、③論理的・学際的思考力を育成し、適切、かつ、柔軟性に富んだ判断力と分析力を養う、④国際的な幅広い視点に立ち、最新の情報収集と情報発信能力を培うとともに、国際感覚の習得と創造的・意欲的な活動力を育成する、⑤保健・医療・福祉に関する最新の知識と技術水準を向上させる、といった5つの方針が謳われている。大学の目的、教育研究上の目的を達成するために、これらの教育方針に基づき、各学科等の教育課程の編成方針を以下のとおり定めている。

■看護福祉学部

(看護学科)

看護専門職にふさわしい見識と能力を持って人々を援助することの出来る人材を育成するため、教育課程を「人間の科学」「生体の科学」「臨床看護学」「保健看護学」「看護研究」「看護総合」「教育職員免許」の7つの分野で編成する。

(社会福祉学科)

社会福祉の専門的支援に必要な幅広い視野を持ち、総合的な知識やスキルを習得し、それらを現場で活かせる実践力を身につけた有能な人材を育成するために、さらには、先進的な福祉領域の探求を行い、「すべての国民の自由と平等の権利の実現」という社会福祉の理想に向けて実践を積み上げられる人材の育成を目指して、コース制を基礎とした教育課程を編成する。

(リハビリテーション学科)

対象となる人々への援助を行う上で必要となる臨床感性に優れ、高い臨床技術を持ち、地域社会の医療に寄与できる実践的理学療法士を育成するため、「生活者」「生活環境」「自立」「援助」を理念として、教育課程を編成する。

■看護福祉学研究科

(看護学専攻)

看護学において優れたリーダーシップを発揮し得る能力を備え、最新の看護学研究の成果に立脚して現場で役に立つ実践教育や研究を推し進め、地域で課題となっている住民生

活への支援を志向した専門職を養成するため、「基礎看護学」「臨床看護学」「老年看護学」「地域看護学」「国際保健学」の5分野を設定し、教育課程を編成する。

(精神保健学専攻)

実際に活動に当たって精神保健の実情を明確に踏まえ、この領域の専門的知識や技術を修得し、他の保健医療専門職や社会福祉職と共働するとともに、リーダーシップやコーディネイト機能を発揮して問題解決や対象者の支援が出来る実践的専門職を育成するため、「発達」「社会」を中軸として「発達精神保健学」「社会精神保健学」の2分野を設定し、教育課程を編成する。

教育方法としては、大学の目的として謳われている人間性豊かな人材を育成するため、各学科の専門科目の履修に先立ち、幅広い教養、視野、判断力及び専門領域に関連した基礎知識の修得を目標に「共通科目」「共通専門科目」として多くの授業科目を開設しているほか、研究科には各専攻「共通科目」3科目を開設し、人間性豊かな人格を養うこととしている。

(2) 3-1の自己評価

建学の理念、大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、「九州看護福祉大学学則」第1条に本学の目的が掲げられており、その目的を達成するため、学部については学則第3条の2、研究科については「九州看護福祉大学院学則」第6条の2に、学部及び各学科並びに研究科及び各専攻の教育研究上の目的が規定されている。また、本学には、保健・医療・福祉の統合による人間性豊かな人材の育成の基本となる5つの教育方針が謳われており、教育課程の編成方針を定める際の拠所となっている。これらのことから、本学の教育目的が教育課程や教育方法に反映されていると判断する。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

建学の理念、大学の基本理念等に基づいた5つの教育方針が定められており、これまでに以上にその方針に基づいた教育課程の編成に心がけるとともに、その実現に向けた取組を加速する。その一方で、共通科目及び共通専門科目のあり方や教職課程及び助産師課程のカリキュラムについても、改善等を含め「教務委員会」及び「教職課程運営委員会」において検討する。さらに、中央教育審議会の大学分科会が取りまとめた「学士課程教育の構築に向けて」(審議のまとめ)に沿い、学士課程教育への円滑な移行に必要な導入教育のあり方についても検討を開始する。

3-2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

《3-2の視点》

- 3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。
- 3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。
- 3-2-③ 年間行事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。
- 3-2-④ 年次履修科目の上限と進級・卒業・修了要件が適切に定められ、適用されているか。

- 3-2-⑤ 教育・学習結果の評価が適切になされており、その評価の結果が有効に活用されているか。
- 3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。
- 3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切になされているか。

(1) 3-2の事実の説明（現状）

本学のカリキュラムは、看護学科、社会福祉学科及びリハビリテーション学科の緊密な連携の下に、三者を統合した有機的な教育を目指し、「共通科目」「共通専門科目」「専門科目」「卒業要件以外の科目」から構成されている。それぞれの学科における専門科目の履修に先立ち、幅広い教養、視野、判断力及び専門領域に関連した基礎知識の修得、さらには人間性豊かな人格を養うための「共通科目」、「共通専門科目」、各学科の本質、構造と方法を理解し、大学内の教室における専門の看護学、社会福祉学、リハビリテーション学に関する講義・演習をはじめ、学外の病院、保健所、障がい者施設及び各種保健福祉施設等における実習を学ぶ「専門科目」、そして、高等学校教諭一種免許、養護教諭一種免許、助産師国家試験受験資格等の免許・資格を得るための科目のうち、卒業要件としては認められない科目である「卒業要件以外の科目」がある。これらの科目を必修科目、選択科目等として分類し、講義、演習、実習等の方法により授業を行っている。これらは、教育目的を達成するために本学独自に設けられた科目であり、教育課程編成方針に沿って開設された科目となっている。「共通科目」「共通専門科目」のうち「英語」や「情報リテラシー」は全学科共通で必修科目となっているが、その他の科目は各学科により基礎知識としての重要度が異なるため、必要に応じて必修科目と選択科目とに設定されている。また、「専門科目」については各学科等の教育目標に基づき設定されているが、国家試験受験資格の取得に必要な科目が多く、そのほとんどが必修科目となっている。このように、教育上の目的を達成するために必要となる「共通科目」及び「専門科目」を自ら開設し、各学科等の専攻に係る専門の学芸を教授出来、さらには卒業後の進路を見据えた科目が体系的に設定されており、内容も適切である。

また、授業科目や授業内容は、各学科等の教育方針に即したものとなっており、例えば、看護学科では7つの分野ごとに求められる資質を修得出来る科目が開設されており、それらの科目を必修科目、選択科目として振り分け、各学年次に配当して編成されている。さらに、学外実習を履修するに当たっては関連の先修科目を必要単位取得しておく必要があることなど、きめ細かく設定されている。他学科等についても同様な措置が講じられており、編成方針に即した科目が設定されている。

年間学事予定は全学生に配布する各年度学生便覧のトップページに、学年暦として掲載されており、変更がある場合には、事前に教務支援システム「ライブキャンパス」に掲載し、情報端末に送信するとともに、掲示等で知らせるなどの措置を講じている。授業期間は「九州看護福祉大学学則」第25条に、原則として35週とする旨規定されている。

また、卒業要件等は、表3-2-1に示すように、「九州看護福祉大学学則」第37条及び別表Ⅱ、「九州看護福祉大学大学院学則」第25条及び別表に規定されており、研究科について

てはさらに「九州看護福祉大学大学院研究科規程」により、領域別の必要単位数を定めている。これらは学生便覧にも掲載し周知出来ている。なお、各学科とも上級学年から始まる学外実習の時間を確保するため、年次別の履修科目の上限は定めていない。

表 3-2-1 卒業認定に必要な単位数

(1) 看護学科

区 分	必 修	選 択	計
共 通 科 目	6 単位	10 単位以上	16 単位以上
共通専門科目	16 単位		16 単位
専 門 科 目	92 単位	5 単位以上	97 単位以上
計	114 単位	15 単位以上	129 単位以上

(2) 社会福祉学科

区 分	必 修	選 択	計
共 通 科 目	6 単位	24 単位以上	30 単位以上
共通専門科目	2 単位	6 単位以上	8 単位以上
専 門 科 目	8 単位	84 単位以上	92 単位以上
計	16 単位	114 単位以上	130 単位以上

(3) リハビリテーション学科

区 分	必 修	選 択	計
共 通 科 目	10 単位	4 単位以上	14 単位以上
共通専門科目	6 単位	4 単位以上	10 単位以上
専 門 科 目	101 単位		101 単位
計	117 単位	8 単位以上	125 単位以上

教育・学習の評価は、授業への出席状況や受講態度等を加味しながら、主として第1学期、第2学期の所定回数（15回）内で実施している。このことはシラバスに掲載されている。評価基準についても表 3-2-2 に示すように、「九州看護福祉大学授業科目の履修に関する規程」第7条に定めており、各科目担当教員が試験結果を基に判定している。試験成績は試験終了日の1週間後に教務支援システム「ライブキャンパス」に掲載し、学生が自ら情報端末を使用して結果を知ることとなる。また、本学は開学当初から GPA (Grade Point Average) 制度を導入しており、学生本人は「ライブキャンパス」により知ることができるが、GPA の結果は、学外実習の履修の可否の材料として利用される。このことは、「学外実習に関する内規」や「教職課程履修細則」として規定されており、一定の GPA 以下の場合には本人との面談を行った上で履修を制限したり、教育実習、養護実習が許可されない場合がある。さらに、GPA は成績優秀者表彰の際にも利用される。研究科に係る単位認定や成績評定基準は、「九州看護福祉大学大学院研究科規程」により定められており、評価方法についてはシラバスに掲載されている。成績評価は授業への参加状況、レポート等により総合的に判断される。

表3-2-2 評価の基準表 (学部・研究科)

判定	合格			不合格
評価	A	B	C	D
評点	100点から 80点まで	79点から 70点まで	69点から 60点まで	60点未満

本学の目的の一つに人間性豊かな人材の育成が掲げられており、その実現のため、カリキュラムの中に「共通科目」「共通専門科目」として、幅広い教養、視野、判断力及び専門領域に関連した基礎知識の修得を目指した科目が用意されている。これらの科目は、それぞれの学科における専門科目の履修に先立ち修得されるべきものとして、「人間と生活の理解」「ことばと文化」「科学的思考の基盤」に分類された科目群が設定されており、各学科の学生が履修出来る体制を整えている。「共通科目」の中でも、「英語」、「情報リテラシー」は全ての学生が履修すべく必修科目としており、他の科目については各学科の方針によって必修科目、選択科目として履修することとなっている。また、社会福祉学科は、平成18(2006)年度から、より専門的な福祉の領域を探究するために6つのコースを設定し、今まで以上にスキルの高い、きめ細やかな実践教育を行っている。「介護福祉士コース」、「社会福祉士コース」、「精神保健福祉士コース」、「福祉環境マネジメントコース」、「国際協力コース」、「精神発達・心理コース」の6つである。リハビリテーション学科では、一斉授業の欠点を補完するグループ学習(班)を多く取り入れ、深い洞察力を必要とする問題解決型学習法による学習援助を行っている。特に、運動器系、神経系、呼吸循環代謝系、小児系の4領域について行っており、現場で要求される問題解決能力を養うための科学的根拠に基づいた実践的な教育を目指している。また、研究科においては、平成19(2007)年度から看護学専攻の臨床看護学分野に「がん看護学領域(上級実践コース)」を設置し、「がん看護専門看護師(CNS)」への道を目指す学生への支援が行えるよう体制の整備を進めている。さらに、平成17(2005)年度には、全国的にもほとんど見られない先駆的な取組として、精神保健学専攻を設置し、発達精神保健学分野においては、臨床・予防及び行動・障がいの領域を、また、社会精神保健学分野においては、生態・システム及び健康増進の領域設定により、多様な精神保健に関する課題に適切に取り組み解決できる教育研究上の能力を持つ高度専門職業人を養成している。

なお、本学では各学科等とも通信教育は実施していない。

(2) 3-2の自己評価

各学科等の教育課程編成方針に沿って授業科目が設定され、それらを必要に応じて必修科目、選択科目に分け年次別に履修させている。その中でも特に、各学科等学生が共通で受講できる「共通科目」「共通専門科目」を設け、幅広い教養、視野、判断力及び専門領域に関連した基礎知識を修得出来るようにすることで、大学の目的の一つである人間性豊かな人材養成への力となっているほか、各学科で実施する専門科目は、看護学、社会福祉学、リハビリテーション学の本質、構造と方法を理解する上で必要な科目となっている。単位、授業期間、成績評価基準等の明示等大学設置基準に規定されている各項目は、努力義務となっている履修科目の登録の上限設定を除きすべて定められ、適切に運営されている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

履修科目の登録の上限を定めていないことで、特に看護学科の1年次から2年次にかけて取得しなければならない「必修科目」が多く組まれており、生化学など基礎学力がないと理解しがたい科目については2年次に設定するなど、4年間を通じて適度な履修が出来るよう、看護学科において教育課程を見直すための検討に着手する。

[基準3の自己評価]

本学の建学の理念、基本理念に基づき各学科等の教育目的が設定されており、また5つの教育方針を基に教育課程の編成方針が定められ、その方針に即した授業科目が設定されていることから、教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていると判断できる。特に、目的の一つである人間性豊かな人材の育成を目指し、各学科共通の科目を設け、全員が履修することにより、幅広い教養、視野、判断力等が獲得され、看護職、リハビリテーション職、福祉職としての能力を高めることに役立っている。また、年間学事予定や授業期間、卒業・修了要件、学習評価基準等大学設置基準に定める項目については整備されており、それらを学生がいつでも閲覧出来るよう「学生便覧」や教務支援システム「ライブキャンパス」に掲載しているほか、疑問があれば事務局教務課の窓口にお問い合わせが出来るよう、学生の授業時間に合わせて休憩時間を設定するなどの措置を講じている。

[基準3の改善・向上方策（将来計画）]

学生のニーズや社会的需要を的確に把握し、教育目的がそれらのニーズに適合しているかどうかの見極めを行うためのシステムの開発に着手する。また、国家試験の受験資格を獲得するための科目が多いことから、卒業・修了要件の科目、単位数について見直しを行う。

基準4. 学生

4-1 アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

《4-1の視点》

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学条件、入学試験等が適切に運用されているか。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

(1) 4-1の事実の説明（現状）

本学は、学術の中心として広く知識を授けると共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人間性豊かな人材の育成をめざし、もって文化の発展に寄与し、新たな社会の需要に応え、国民の保健と福祉の向上に貢献することを目的としている。また、アドミッションポリシーもこの目的に沿った形で策定されており、①人間の尊厳に共感し、人間愛を備えている人。②保健・医療・福祉のチームの一員として協調性と積極性を備えている人。③科学的探究心と学習意欲並びに行動力を備えている人。④社会環境に適応し、多様な価値観を受け入れる寛容性を持てる人。⑤保健・医療・福祉の仕事に熱意を持っている人を掲げている。また、AO（Admission Office）入試に関しては、それらに加えて、本学入学者選抜試験要項に本学が求める人物像を掲載しており、可否の判断材料にすることを謳っている。本学の目的やこれらのアドミッションポリシーは、本学独自の大学説明会やオープンキャンパス、進学説明会等で直接高校の先生方や受験生と話し合いながら、本学の受け入れ態勢を説明しているほか、高等学校内で行われるキャリアガイダンスや模擬授業等にも積極的に協力し、啓発資料の作成・配布等を通じて進路選択の支援活動を行っているが、その際にも本学の魅力を理解してもらうとともに、学部学科教育の特色、カリキュラムや学生の修学支援システム等の情報とともに受け入れ方針を説明している。

また、本学は開学当初から、①地域とともに成長する大学・②生涯にわたって学べる大学。③近隣諸国と学ぶ大学を大学の基本理念としており、その理念に基づき、地域の学術交流の拠点としての使命と役割を担うべく、熊本県北地域 17 高等学校の現役の生徒のみが出願できる「地域選抜入試」を実施することで、人口の高齢化やノーマライゼーションに適切に対応できる保健・医療・福祉の専門職をこの地域に確保するとともに、「社会人入試」を実施することで、社会人になってからも主体的に学ぶ意欲を持った学生の受け入れ策を講じている。

各学科ではアドミッションポリシーに沿った学生の受け入れを適切に行うべく、各学科の卒業時の到達目標やカリキュラムに対応できる適性と学力を有しているかどうかを、公正かつ適切な方法で問うことを目的として、一般入学試験（本学会場 1 日・学外会場 2 日【広島・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄 計 9 会場】）をはじめ、推薦入学試験（本学会場、福岡会場）、大学入試センター試験を利用する入学試験（前期日程、後期日程）を行っており、推薦入学試験はさらに、調査書を重視する一期推薦と小論文を重視する二期推薦、本学社会福祉学科への進学を目指す指定校制推薦として福祉科特別推

薦、及び本学の開学理念ともかかわる地域選抜推薦に分かれている。また、一期推薦入試では、定員を「普通科枠」「専門高校・総合学科枠」に分け、高校内での課程の違いによる有利・不利が生じないように配慮している。さらに、受験生の学習意欲や入学の動機、高校時代の内外の活動歴、取得資格・免許等、本学が求める学生を多面的、総合的に判断する AO 入試も平成 16 (2002) 年度から導入している。入学者選抜にかかわるすべての事項については、学長を委員長とする「入学試験委員会」が管掌し、副学長が兼任する副委員長をはじめ、各学科長、各学科から選任された教授 1 人と、事務局長で構成する委員会のもと、全学的な体制で実施している。「入学試験委員会」では、「入試センター室」と連携して、「入学案内」や「入学者選抜試験要項」の作成、入学試験の日程及び科目の決定等について協議し、教授会承認のもとで受験生や高等学校に発表している。また、入学者の具体的な選抜基準等についても協議し、面接等の留意事項についても決定している。入学試験当日は、学長を本部長、副学長を副本部長とした試験本部を設置し、「入学試験委員会」との連携のもと、適正に試験を実施している。

本学の収容定員、入学定員及び在籍学生数推移については、表 4-1-1 が示すとおり、平成 10 (1998) 年の開学以来、収容定員に対する在籍学生総数の比率は徐々に減じてきているが、特に平成 20 (2008) 年度では、収容定員(A)に対する 1 年から 4 年を合わせた在籍学生総数(B)の比率は全学で 109%であり、収容定員及び在籍学生数は適切に管理されている。

授業運営においては可能な限り「少人数教育」を心がけ、「九州看護福祉大学授業担当時間に関する規程」を整備、講義科目については 140 人、演習、実科目については最大 70 人以内とし、原則 200 人以上の講義は行わないこととしている。さらに、語学、コンピューターリテラシー教育及び一部講義系科目等でも、一人ひとりの学生に目が行き届くようにと、受講者人数を概ね 1 クラス 40 人から 50 人を目途にクラス分けを行っており、授業効果を高める工夫をしている。

表 4-1-1 在籍学生数推移

年度	収容定員 (A)	在籍学生数 (B)			合計	超過率 (B/A)	備考
		看護 (定員100人)	社会福祉 (定員200人)	リハビリ (定員60人)			
20	1,380	546	719	237	1,502	109%	
19	1,320	538	816	161	1,515	115%	
18	1,260	530	880	77	1,487	118%	リハビリテーション学科設置
17	1,200	538	919	—	1,457	121%	
16	1,200	522	916	—	1,438	120%	
15	1,200	511	990	—	1,501	125%	
14	1,200	499	1,049	—	1,548	129%	
13	1,200	485	1,068	—	1,553	129%	
12	900	378	834	—	1,212	135%	
11	600	250	559	—	809	135%	
10	300	130	283	—	413	138%	開学

(2) 4-1の自己評価

設立当初から地域の学術交流の拠点としての使命と役割を担い、地域から評価され信頼される大学になることを目指すとの方針のもとに、受験生の募集にあたっては、求める学生像を本学の教育目標として明確に定め、「入学案内」、ホームページや本学主催の「大学説明会」等で周知していることから、本学のアドミッションポリシーが受験生をはじめ保護者や高等学校教員等にも理解され、広く認知されていると考える。また、本学ではそのアドミッションポリシーに沿った適切な入学試験を実施しており、また、これまでに幾度もの入試改革を実施し、受験生の多様な学力や資質を判断できるよう制度上の工夫を凝らしてきたこともあって、本学で学ぶ資質を備えた学生の受け入れができていていると判断する。

しかし、推薦入試の中に異なった型を設け、あるいは高校の課程に配慮した定員枠を設定することにより、高校生の多様な学びに対応した受け入れ策を講じていることが、入学後の学力保証の点で若干の課題を残しているのが現状である。一方、入試の実施体制と運用については、多様な入試区分と限られた人員の中で、指摘されるべき大きなミスもなく適正に運用されている。しかし、入試方法の多様化や地方試験会場の増設にともない、その運営や実施のための人的編成は年々難しくなっている。また、入試区分の増加にともない、職員に対する制度理解への負担が増えている。

収容定員、在籍学生数については開学以来、概ね、適正を維持しているが、年度によってあるいは学科によって入学者の増減が著しく、さらに、入学者予測の精度を高める努力が必要とされると同時に、適正在籍学生数の実現への努力を継続しなければならない。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

本学のアドミッションポリシーについては、大学説明会や進学説明会等で口頭により説明しているものの、本学ホームページや入学試験要項等に掲載するなどして、公表し、広く関係者に伝えることができるようさらに工夫改善する。また、推薦入試等、高校生の多様な学びに対応した受け入れを講じていることから、入学後の学力保障の点で若干の課題を残している点については、入学前教育や初年次教育を充実させると同時に、看護福祉学部の3つの学科に共通する教養教育、専門基礎教育等のカリキュラム開発を実現し、学部教育に対応した募集形態を検討すること、さらに、ばらつきの大きい学生の基礎学力に対応するためのリメディアル教育を徹底し、全学をあげて少人数教育、習熟度別教育等の実現をめざし、「教務委員会」等で検討する。

4-2 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-2の視点》

- 4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。
- 4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。
- 4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等をくみ上げるシステムが適切に整備されているか。

(1) 4-2の事実の説明（現状）

学生への学習支援については、大きく分けて3つの支援体制を整備している。①各教室

における視聴覚設備の設置であり、②附属図書館の開館時間、③履修相談や国家試験対策等の教育課程以外の教育指導体制の整備である。①の視聴覚設備については、学生がより効果的に教育を受けられるよう各教室にビデオ、CD、プロジェクター、テレビ等を設置している。これらの設備は、授業はもちろん授業時間以外にも学生が利用できるようオープンになっており、自己学習やグループでの学習活動に利用されている。また、情報リテラシー教育用に学生数に対応したパソコンがコンピューター室に整備され、その全てのパソコンがインターネットに接続（コンピューター室以外は無線 LAN 化を進めている）されており、情報関係の授業以外から出題された課題のレポート作成、資料検索・作成、そして卒業論文作成等に利用されている。②附属図書館については、5 時限目の授業終了時間が 18 時となっているが、学生の利便を考え 19 時まで開館、また、学生の休暇中はもちろん土曜日も開館、さらに国家試験の日程にあわせ日曜日、祝日にも開館するなど、学生の自主学習に対する支援を拡大している。そして③については、本学は医療福祉系大学であり専攻する専門職の国家試験に合格することは、学生にとって就職へ直結する課題である。そのために現在看護学科、社会福祉学科に「国家試験対策委員会」を設置し、授業時間割の空きコマを使用して、各学科教員が学生に対する国家試験対策を実施している。また、社会福祉学科では、専門教育を補完する資格試験講座として「保育士講座」と「福祉住環境コーディネーター講座」を授業終了後の放課後または土・日曜日を利用して開講している。学部単位では、公務員を目指す学生のために「公務員試験対策講座」を土・日曜日にそれぞれ、年 1 回（1 月下旬～6 月上旬までの 5 ヶ月間）開催し、合格率の向上に寄与している。

入学者には、1 年次から各学科とも指導教員制（看護学科：アドバイザー制、社会福祉学科：指導教員制、リハビリテーション学科：チューター制）を取り入れており、担当した学生の学習生活両面での相談指導にあっている。1 年次においては履修（単位）登録の方法についての相談指導、上級学年においては履修状況に応じて相談指導が受けられるようになっている。特に学習状況が思わしくない学生には、その指導教員が状況改善のためにきめ細かい指導を実施することが本学の特色であり、学習についての個別的な指導体制がとられ常時全ての学生についての学習状況の把握ができています。また、「就職に関する保護者との地区連絡会」を開催して、保護者と学生と教職員の 3 者で学習状況や就職についての相談ができる機会を設けるなど、保護者と学生の両者への支援体制をとっている。

また、前述のように学生に対する指導教員制を設けていることから、学生は自由に指導教員の研究室を訪問でき、教育学習条件等についての意見を述べるができる体制をとっている。その意見は学科会議において報告され、必要に応じて教授会に報告されるシステムになっている。それに加えて、学内数ヶ所に学生からの生の意見を聞くための意見箱が設置されており、指導教員にも相談できないような事項についての意見も汲み上げることができるようになっている。さらに、学友自治会執行部と学生課との協議会が年間数回開催され、学友自治会側から教育学習に関する要望や問題点等について意見を聴く機会を設けている。また、サークル代表者等との協議会も開催されており、その際サークル活動に限定せずに大学における学習支援体制についての意見等も聴取している。

なお、学士課程及び大学院課程における通信教育は実施していない。

(2) 4-2の自己評価

大学の主役は学生であり、その学生に対するきめ細かい指導を本学の特色として、入学時点から卒業するまで常に学習状況を指導教員が把握し、問題がある場合は適切に指導できる体制が取られている。もちろんこのような指導を行っても、いろいろな事情の中でやむなく退学する場合もあるが、指導の効果が上がり意欲を出して勉学に励み卒業していく学生も多い。親元を離れて大学生活を送る学生の状況について機会に応じて保護者と連絡を取り、保護者と大学が連携を取りながら学生の大学生活を支援するシステムが機能している。

学習支援施設設備については、IT時代の今日に対応した情報教育環境が整えられており、コンピューター室の役割機能も単にリテラシー関係授業に留まらず、学習支援としての役割機能も十分に果たしている。また、視聴覚設備についてもほとんどの教室で利用可能であり、教育学習効果を上げている。

医療福祉系大学にとって宿命的な国家試験等に対してもその対策講座が開講され、カリキュラムのみの教育で終わることなく将来の目標を実現するための支援体制も整っている。

学生からの学習支援についての意見も多様な方法・システムで汲み上げており、ただ意見を聴くだけでなく、その意見を教育学習・学生生活支援の充実に向けて積極的に検討材料として受けとめ改善にも取り組んでいる。

4-2の改善向上・方策（将来計画）

学習支援体制について、大学側が積極的に取り組むのはもちろんのことではあるが、自分たちの望む学習支援体制や教育学習環境というものを積極的に提案できる主体性のある学生を育てるとともに、今後IT化はますます進むと予測される中、それに遅れることなく対応していかななくてはならない。場当たりの対応では、充実した学習支援体制は整わないし十分に機能しないので、今後の本学における学習支援体制については「将来構想検討委員会」等で検討する。

また、実習を支援する実習センター等の設置や少人数教育が実践できるだけのスタッフの充実も計って行く。近年入学してくる学生は、価値観も多様化しており、今後は保護者に本学教育への一層の理解を求めるとともに、密接な連携を取り合いながら卒業までの支援を行う。教員は教育と研究そして地域貢献と多忙な日々ではあるが、学生への学習支援が可能な限り取れるように一層努力する。

4-3 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-3の視点》

- 4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。
- 4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。
- 4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。
- 4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切になされているか。
- 4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

(1) 4-3の事実の説明（現状）

学生サービス、厚生補導のための組織としては、「大学設置基準」第 42 条に基づき事務局内に専任事務職員 6 人を配置する学生課を置き、学生に対する生活指導、厚生指導等に関する業務を行っている。また、教授会の下に「学生委員会」を置き、学生指導、学生の厚生、学生生活等に関する課題について企画立案し、全学的な支援策を策定するなど、学生の教育課程以外の事柄についての審議を行っている。構成員は、学長から任命された委員長、各学科長、その他各学科教員、事務局学生課の事務職員を含めて計 12 人で構成されている。委員会は定期的かつ必要な時期（臨時）に開催している。

学生サービスのメニューとしては、学生の指導、身上相談、課外活動、退学・休学等学生の身分、賞罰、奨学金、保健衛生、健康診断、健康相談、アルバイト、同窓会等に関する事項がある。具体的には、様々な学内外の学生のトラブルに係る相談、年末年始の交通事故防止運動の一環として、地元警察署から講師を招いて開催する全学年を対象とした交通安全講習会及び新入生オリエンテーション時での交通安全講習会、さらに、アルバイトやボランティアに関する情報提供とアドバイス、アルバイト先で生じた問題への対応、悪質商法への解決支援、その他、行事、集会、印刷物の掲示、車両通学、新入生学外研修、学園祭・体育祭等に関する支援など多岐にわたる支援を行っている。①体育祭は毎年学生が主体となって企画運営しており、多くの学生が参加している。②新入生学外研修では、より成果が上がるように全学休講措置を講じ、1 年生全員とともに多数の教職員が参加できる環境を設定し、行動を共にすることで、入学時での精神的悩み等を聴く機会としている。③新入生・保護者に対しては学生アパートの紹介（約 100 棟 250 室）を行うとともに、大学側とアパート所有者との意思疎通を図るための懇談会を行い、学生の生活態度や防犯対策等の情報交換を行なっている。

特に本学は医療福祉系大学であり、その福祉的理念を踏まえ、学内のノーマライゼーション生活の質的向上を目指し、キャンパス内の移動保障としての施設設備のバリアフリー化を図っている。ハード面では、段差の解消、障がい者対応のエレベータ、点字ブロック、トイレ、専用駐車場の設置等、また、ソフト面では講義時に聴覚に障がいを持つ学生に対応する手話通訳の配置やノートテイク等を行っている。

経済的支援としては、①外部機関が行っている教育助成（日本学生支援機構奨学金、地方自治体・財団法人・民間団体の各種奨学金）への誘導のほか、本学独自の制度として実施している、経済的理由により修学が困難な学部学生（主として最終学年在籍者）を対象に授業料相当額を無利子で貸与する奨学制度。②沖縄など離島振興法で指定された地域及び保護者の居住地から本学までの距離が概ね 1,000km 離れた地域から入学（在学）している学生に対する帰省費用の全額支援制度。③兄弟姉妹が入学した場合の入学金免除。④初年度授業料等納付金の分割・分納制度。⑤大学院学生への院生研究費制度。⑥大学院学生に対する各種授業料減免制度を導入し、保護者及び本人の経済的負担の軽減に努めている。

また、現在 33 の部・サークル団体があり、クラブやサークル活動への支援や自治会へのアドバイス等も行っている。例えば、地元地域をはじめ九州・山口の各県に出向き、保育園・老人会・施設等各種団体が行う祭りや慰問の際に「飛羽隊」部による“よさこい踊り”や「エイサー隊」部による“沖縄の民族踊り”の演舞を行ったり、RCY（青年赤十字奉仕団）サークルでは各地で献血の呼びかけ等を行ない、永年の活動に対する県表彰を受けるなどの地域への活動を展開している。また日本看護協会は保健・医療・福祉に対する

ニーズの多様化に伴い「地域における看護提供システムモデル事業（まちの保健室）」を推進しており、本学と熊本県看護協会、熊本県有明保健所、玉名郡市医師会とが連携し「まちの保健室イコイバ」事業を実施している。この「まちの保健室イコイバ」は県内最初のモデル事業として玉名市に設置され、本学のピアカウンセリング・サークルの学生が事業の企画・運営の評価等、進捗管理を実施し活動を展開している。その他、クラブ・サークル棟が平成16（2004）年度に完成し、1室あたり21.6㎡の部室が27室整備されている。

平成19（2007）年12月に「九州看護福祉大学学生表彰規程」を設け、本学の学生又は学生団体（部・サークル活動）で顕著な活動を行ったものに対し「理事長賞」を、また個人で特に優秀な成績を修めた学生に対し「学長賞」を授与することとし、その活動を称えるためそれぞれ学位記授与式において表彰した。平成19（2007）年度は、「学長賞」2人、「理事長賞」2団体、1個人、「功労賞」1団体にそれぞれ表彰状に添えて報奨金を贈呈した。

学生に対する健康相談、精神的支援、生活相談等は「保健管理センター」を本館の3階に設置し、保健師1人及び看護職1人を配置し対応している。日常的な怪我や病気だけでなく、こころの相談にも応じることとし、学内教員並びに学外の専門家を招いて学内のみならず学外でのトラブルにも対応している。また、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、デート・DV等にも対応しており、「九州看護福祉大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、相談体制を整備している。

なお、学科独自の指導教員制度を取り入れており、入学時から卒業時までの教育指導をはじめ様々な相談を受けられるようになってきている。社会福祉学科3年次のプレゼミナールをはじめ、4年次には卒業論文の指導教員が卒業論文以外の教育や就職の相談を受けている。1年次から4年次までの学生に対し、毎年4月のオリエンテーションを3日間にわたり開催し、ルールやマナー、危機管理に関するハンドブック「より良いCampus Lifeを過ごすために」を作成し、説明を行っている。

初めての試みとして、平成19（2007）年2月下旬の国家試験終了後に看護学科3年生と4年生の合同茶話会を実施した。茶話会には3年生131人、4年生135人の中から約2/3の180人が参加、4年生の就職内定先ごとの県別ブースをつくり、各県出身者への就職活動や国家試験対策あるいは学生生活における悩み等の情報交換ができた。その他看護学科1年生と4年生の茶話会を平成19年度に続き平成20年4月下旬に実施した。入学して2・3ヶ月経った新入生が精神的に不安定な時期に先輩と顔見知りになることで、より良い学生生活を送ることを目的として開催し、成果を挙げた。また、リハビリテーション学科は1年生から3年生までの全学生237名の参加を得て学生食堂で茶話会を実施するなど、学生との意見交換の場を積極的に実施している。今後とも学生の相談・支援に一層力を注いでいくこととしている。

また、学生サービスに対する学生の意見を汲み上げるシステムとしては、前述の「4・2事実の説明（現状）」で述べたような指導教員への申し出のほか、「意見箱」の設置等により行われているが、それらにより出された意見は「学生委員会」に提示され、協議の上、実施の可否を決めるなどの措置がとられるシステムとなっている。このほか、本館1階に専用の相談室を整備し、学生課の職員が4年生の全学生を対象として就職相談を行っている。

るが、職員ごとに担当学生を割り振っており、それぞれの学生が相談役となる職員に対し、就職相談以外にも様々な意見を出せるようなシステムを構築している。これにより、意見の集約を行うことができるとともに、学生を卒業後までに至る長期的な支援が確保できる体制となっている。加えて、学生相談室（保健管理センター内）においても健康相談以外に成績に関する悩み等多様な悩みに関する相談を受け付けている。

さらに、保護者からの意見や要望については、九州全県 11 会場において毎年 2 回開催している「就職に関する保護者との地区連絡会」で学生の成績状況等の提示も行い、保護者・学生と担当職員による三者面談会を開き相談を受けるなど、広く意見を汲み上げている。平成 19（2007）年度は 5 月末～6 月中旬まで、各地区において 3・4 年生を対象に「就職に関する保護者との地区連絡会」を開催し総出席者数 864 人であった。平成 20（2008）年度においても同様の事業を行うこととしており、5 月には 4 会場、6 月は 6 会場で開催した。これらのサービスや行事の詳細は、紙面による掲示のほか本学ホームページに掲載し、周知を図っている。これらの会合を通して保護者との信頼関係を保ち、保護者の意見をも組み入れる努力をしており、学生の支援とともに保護者の心配を軽減するシステムをとっていることも特色ある取組である。

（2）4－3の自己評価

学生サービスについては、本学の一番の関心事であり、「学生課」及び「学生委員会」において学生生活を支援する取り組みを行っている。学生サービスメニューについても、生活相談から就職相談、健康相談、心の相談まで幅広く、かつこと細かく行うなど、相談体制は適切に運営されている。特に、学生の心の相談には「保健管理センター」の職員のみならず、学外の医療機関等の専門家の支援を受け対応しており、当センターの利用状況が平成 18（2006）年度 延べ 2,276 件、平成 19（2007）年度 延べ 3,688 件と年々増加する傾向にあることから、学外からの支援受け入れが十分周知されていると判断する。

また、学費や大学生活への経済的支援についても一般的な奨学金制度のほか、大学院生を含めた本学独自の経済支援制度を確立しており、十分なサービスができています。

さらに、就職支援室職員に担当学生を割り振り、就職支援のみならず、日々の生活相談から卒業後の職場まで出向き激励するなど、卒業生にとって大変心強いものとなっている。

4－3の改善・向上方策（将来計画）

精神的相談体制を整えているものの、学生の中には未だに相談に訪れることを躊躇する者もあり、このことが退学や休学の要因の 1 つとなっていることから、「保健管理センター」の役割等の広報や、より利用しやすい環境作りを進める。また、「保健管理センター」では、これまでに学生の健康等を含めた生活実態についてのアンケート調査を行い、結果が報告されているが、最近問題となっているデートDV（学外の社会調査では 10 代、20 代の女性の 25%が被害者）やセクハラやアカハラ等の人権侵害について個別に問題が出てきており、全体的な実態把握が明確になっていない。今後は、アンケート内容を検討し、これらの現状を把握しつつ対応できるよう密度を上げていきたい。学生の事故対応に関しては、これまで被害事例を中心にアドバイスしてきたが、今後は、人身事故等で学生が加害者になるケースに対する対応方法をアドバイスする体制をつくる必要がある。

本学は開学当初よりキャンパスのバリアフリー化やユニバーサルデザインの整備を行ってきたが、車いす利用の学生のニーズ（提言）をもとにトイレの改修や専用駐車場の設置等の改善を実施した。しかし、障がいの種類や程度により、新たなニーズの可能性があるので、必要に応じ臨機応変に検討し対応する体制を構築したい。

4-4 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-4の視点》

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

(1) 4-4の事実の説明（現状）

本学では在学生及び卒業生の就職を円滑に進めるため、「就職委員会」を設置している。委員会組織は各学科から選出された専任講師以上の教育職員各2人と学生課長及び就職支援室長の計8人の委員により構成されている。なお、委員長は委員の互選により選出され任期は2年とされている。委員会は必要に応じ開催され、以下の事項について審議している。

1. 学生の就職指導に関すること
2. 学生の就職先開拓に関すること
3. 学生の就職斡旋等に関すること
4. 大学推薦者の選考に関すること
5. その他「就職委員会」が必要と認めること

就職業務は「就職支援室」が所管しており、「就職支援室」は事務局長の下に室長・室長代理1人・室員2人により構成されている。職務内容は就職指導・就職斡旋・就職先開拓・個人面談を主業務とし、学生の就職活動を含め人生における悩み等にも相談に乗るなど、全面的に支援している。なお、就職支援室には4台のパソコンを設置し、学生がいつでも求人情報等を検索できる就職支援システム「ライブキャンパス」を構築している。このシステムには「就職支援室」及び「学生課」の全事務職員もアクセスでき、学生との面談記録や学生の成績等も閲覧できるようになっている。

また、全学生に対して、毎年4月にオリエンテーションを実施している。特に4年生においては、個人調書を基にオリエンテーション実施後約1ヵ月にわたり、担当職員3人が各々約100人の4年生全員を対象に個人面談を実施し、本人の進路希望等をヒアリングした上で就職活動・進学支援についての指導・助言を行っている。また、3年生に対しては毎年11月下旬に学科毎に就職ガイダンスを実施、平成19（2007）年度は「就職活動マニュアル2007」を作成し就職に対する心構え・活動の仕方等の指導に役立てている。

保護者や学生との意見交換・情報交換の場として、「就職に関する保護者との地区連絡会」を九州各県及び沖縄県の計11会場で年に2回、6月と11月に看護学科と社会福祉学科を対象に開催している。6月は4年生を主体として、11月は3年生を主体として行っている。この会は全体会議と個人面談で構成され、就職支援及び進路支援に関して保護者・学生と教職員との意思疎通が図られる絶好の機会となっている。全体会議の中では本学卒業生4～5人による国家試験対策や就職活動の仕方、また、実際に就職してからの職場における

体験等の発表も行われ在在学生には大いに参考になっている。また、地元病院の看護部長や福祉施設の施設長にも就職後の現場の考え方や仕事への取り組み姿勢を話して頂き、就職活動の一助となっている。毎回各会場においてアンケート調査を行っており、保護者からの本学における就職指導・進学支援に対する意見等を頂き、改善を図っている。アンケートの回収率等は表 4-4-1 のとおり。なお、低学年からの就職に対する意識の啓発を図るため、平成 19（2007）年度より 3 学科の 2 年生も含めて開催した。

表 4-4-1 アンケート回収数(集計数回収率 44%) 平成 19 年 5～6 月実施 (単位: 件)

会場	城北	福岡	北九州	佐世保	熊本	長崎	宮崎	沖縄	鹿児島	大分	佐賀	合計
看護	25	8	6	2	20	9	4	4	3	5	8	94
社会福祉	27	7	9	4	21	10	6	3	3	7	5	102
合計	52	15	15	6	41	19	10	7	6	12	13	196

また、隔年に 1 回、福祉施設の施設長及び人事担当者並びにその施設で働いている本学卒業生を招いて「福祉施設等の皆様と本学の教職員との懇談会」を開催している。その際、本学の教育理念や特色、現在の状況等の情報公開を積極的に行い、福祉施設関係者との親睦を図っている。このことが、大学の現状を知って頂く機会となり学生への幅広い求人へと繋がっている。さらに、施設と学生とのコミュニケーションを強化するため、平成 20（2008）年度より在 student、特に 4 年生も参加する方向で検討している。

キャリア教育としては、本学では実習をインターンシップと捉えており、カリキュラムの中に正課として組み込み実施している。卒業までに看護学科においては延べ 1,170 時間の臨地実習、社会福祉学科において延べ 270 時間の現場実習が行われている。さらに、社会福祉学科の介護コースにおいては延べ 540 時間の介護実習、精神保健福祉士コースにおいては 180 時間の実習が加えられる。また、リハビリテーション学科においても延べ 855 時間の臨床実習を予定している。なお、リハビリテーション学科は、現在学年進行中であり、平成 21（2009）年度に完成年度を迎える。看護学科の臨地実習においては、教員のほかに臨床分野に習熟した 41 人の非常勤実習助手によるきめ細かな学生指導を行うほか、実習地が遠方のため宿泊を余儀なくされる学生には宿泊費の一部を補助している。社会福祉学科においても、指導教員が 1 週間に最低 2 回以上実習現場に出向き指導を行っている。なお、社会福祉学科の学生の中には一般企業への就職を希望する学生もいるため、平成 20（2008）年度からは医療福祉関係以外の業種へも、幅広くインターンシップを導入していくことを検討している。

また、資格取得等の支援については、「共通科目」・「専門科目」以外の知識の修得を目的とした「公務員・一般企業向けの就職対策講座」を毎年 1 月下旬から 6 月上旬にかけて 20 科目 78 コマを開講し、毎年 70 人前後が受講している。公務員・一般企業向けが中心であるが、政治経済・人文科学等の一般常識や SPI（Synthetic Personality Inventory）対策・小論文等もカリキュラムに盛り込んであり、医療福祉関係希望の学生も受講している。また、本学では資格取得のため国家試験を受ける学生が大半を占めているので、国家試験対策講座・国家試験模擬テストも実施し学生への支援を行っている。併せて、国家試験の受験申請手続及び受験会場への団体移動・宿泊等においても、教職員 4～5 人が同行し学生

の精神面・身体面での支援を行っている。

なお、国家試験の合格状況は表 4-4-2 のとおりで、平成 19（2007）年度の結果は保健師・社会福祉士が全国平均を下回った。その結果を踏まえ、平成 19（2007）年 3 月に設置した「将来構想検討委員会」のワーキンググループや「国家試験対策委員会」の中で、国家試験合格率を上げる方策について引き続き検討しているところである。

表 4-4-2 国家試験の合格状況

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
看護師	受験者数(人)	119	125	121
	合格者数(人)	106	107	117
	合格率(%)	89.1	85.6	96.7
	全国平均合格率(%)	88.3	90.6	90.3
保健師	受験者数(人)	123	128	123
	合格者数(人)	70	121	95
	合格率(%)	56.9	94.5	77.2
	全国平均合格率(%)	78.7	99.0	91.1
社会福祉士	受験者数(人)	—	540	516
	合格者数(人)	68	86	86
	合格率(%)	—	15.9	16.7
	全国平均合格率(%)	28.0	27.4	27.1
精神保健福祉士	受験者数(人)	—	19	17
	合格者数(人)	12	13	10
	合格率(%)	—	68.4	58.8
	全国平均合格率(%)	61.3	60.3	50.9

※ 平成 17（2005）年度の社会福祉士と精神保健福祉士の大学ごとの受験者数は公表されていない

※ 社会福祉士・精神保健福祉士の受験者数には卒業生を含む

※ 平成 19（2007）年度の結果は、看護師と保健師は平成 20（2008）年 3 月 26 日発表、社会福祉士と精神保健福祉士は平成 20（2008）年 3 月 31 日発表の厚生労働省資料による

（2）4-4の自己評価

就職・進学に対する相談・助言体制として、就職支援室による 4 年生を対象とした個人面談の実施や「就職に関する保護者との地区連絡会」を開催し、学生のみならず保護者からの相談を受ける体制を整備しており、成果を挙げていることから、充実した体制で適切な運営がなされている。また、キャリア教育についても、カリキュラムにある実習をインターンシップと捉え実施していることから、実習を通じてキャリアアップを図るという実践的な取組を支援体制として位置づけている。さらに、「公務員・一般企業向けの就職対策講座」を実施し、看護師、社会福祉士等以外の職種に対する支援も行っており、支援体制としては十分な機能を果たしている。近年の就職決定率をみてもデータ編表 4-13 のとおり毎年上昇しており、本学の相談・支援体制は適切に運営されている。

(3) 4-4の改善・向上方策(将来計画)

就職・進学支援体制は確立しているものの、就職意識の低い学生もいることから、それらの学生への指導を徹底するため、教職員間のより一層の連携強化を図っていくとともに、低学年からの職業意識の醸成・啓発のため、「就職に関する保護者との地区連絡会」を低学年より実施する。また、卒業生の再就職支援については、各県毎に同窓会組織を立上げるなど、大学からの情報あるいは卒業生同士の情報等、様々な情報提供ができる体制を整備し、再就職への支援を行う。平成20(2008)年6月には、鹿児島県と沖縄県に同窓会県支部が組織された。キャリア教育については、実習により医療・福祉関係へのインターンシップは充実しているものの、幅広い社会人を養成するためには他業種へのインターンシップも必要であり、地域社会との更なる連携強化を図るなど積極的に導入していく。また、国家試験合格率向上のため、「将来構想検討委員会」の中のワーキンググループや、「国家試験対策委員会」で検討し、アドバイザー制の導入、模擬試験の実施回数増、自習支援、さらには模擬試験の成績不振者への毎週金曜日の2コマの特別講義等を実施する。

[基準4の自己評価]

「建学の理念」にのっとり、アドミッションポリシーを策定し、入学要件、入学試験等もそれに沿った形で実施されている。収容定員と在籍学生数との関係も徐々に改善されてきており、講義等の授業規模も「九州看護福祉大学授業担当時間に関する規程」により定めるなど、教育環境についても確保されている。しかし、アドミッションポリシーを定めているものの、学内及び学外の関係者への周知に課題を残している。学生に対する学習支援体制は、指導教員制をとっており、学習指導を中心に生活指導に至るまで相談を受ける体制が整備されている。また、就職支援室職員による主として就職に係る個別面談を行っており、また学生個人ごとに担当者を決めて相談を受けていることから、学習相談、生活相談、そして卒業後における支援者としての役割を果たしている。学生に対する経済的支援、課外活動への支援、健康相談や心的支援、さらには就職支援等についても、厚生補導のための組織を設置し対応しており、適切に運営されている。

[基準4の改善・向上方策(将来計画)]

アドミッションポリシーについては、今後作成する大学関係資料への掲載はもとより、ホームページにも掲載し、学内外の関係者への周知を図る。また、指導教員制度を活用して、長期に授業に出席していない学生の動向を確認するなど、精神的な悩みを抱えた学生に対するカウンセリング体制の充実を図る。その他、就職支援活動や国家試験対策等への支援を継続して行い、学生生活を有意義なものとする支援を行う。

基準5. 教員

5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

《5-1の視点》

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスが取れているか。

（1）5-1の事実の説明（現状）

①本学の教員組織は学長を含め79人となっており、「大学設置基準」上の必要専任教員数の49人を上回る教員数を有している。ただし、その半数の25人が必要となる教授職の人数は現在23人となっており、2人不足している。これは、平成20（2008）年3月末に教授職3人が退職したことによる補充人事構想が固まっていないためである。また、「共通科目」を担当する教員は主として社会福祉学科に配置されているが、他学科を含む全学的な「共通科目」の実施は教授会の下にある「教務委員会」が調整し、運営している。なお、大学院看護福祉学研究科については、学部教員の兼任により、教育課程を運営している。

②学部における専任、兼任（非常勤講師）の教員数はデータ編表F-6のとおりである。非常勤講師が多くなっているのは、本学設置学科の特性である実学的要素の高い開講科目数が多いこと、複数担当者で行うオムニバス形式の科目を開設していること、実習及び実技科目を擁する少人数教育を行っていることによるものである。また、教員の男女別構成は、特に看護学科における女性教員の数が多いため、79人の専任教員のうち44人（55.7%）が女性教員となっている。年齢別に見れば、40歳代と50歳代の合計が50人となっており全体の63%を占めている。そのほかの年代は、20歳代2人、30歳代18人、60歳代8人、70歳代1人となっている。また、教育課程上の主要授業科目は原則として専任の教授、准教授が担当している。

（2）5-1の自己評価

教員組織として「大学設置基準」上の必要専任教員数は十分確保しており、教育課程を遂行するための体制は整っている。ただし、「大学設置基準」上の専任教員数の半数を必要とする教授職2人が不足しており、早急に人事構想を固めることが必要であるが、教員の役割分担と連携により、教育研究には支障がない体制を工夫している。また、年齢構成においても、大学院の授業を担当できる教員を標準として採用していることもあって、50歳以上が46%、50歳未満が54%と大幅な偏りはなくバランスが取れている。なお、教員の採用人事は原則として広く公募し、計画的に実施している。

（3）5-1の改善・向上方策（将来計画）

不足している教授職については早急に人事構想を固め、適切な教員を配置する。また、現在バランスよく配置されている職位ごとの教員構成についても、将来的には偏りが出てくることが予想され、社会の要請や学生等のニーズの変化に対応させた教育課程の編成や開設授業科目の見直しを進め、これらとの整合性を図りながら計画的な教員人事を行う。

5-2 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

《5-2の視点》

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 5-2の事実の説明(現状)

教員の採用に当たっては、「九州看護福祉大学就業規則」第34条において、「関係者においてあらかじめ選考し、理事長が任命する。ただし、教授にあつては理事会の承認を経て理事長が任命する」とし、あらかじめ選考する組織として「学校法人熊本城北学園組織運営規程」に規定されている「人事委員会」(学長、副学長、学科長、専攻長、常勤理事及び理事長指名の理事で構成)を設置し、「九州看護福祉大学教育職員選考に係る資格基準」に基づき教員選考を行っている。

教員の採用は公募を原則としており、広く人材を求めることとしている。公募に当たっては、各学科から提出される当該学科の教員の退職等に伴う欠員補充、或いはカリキュラムの変更等に伴う増員等を含む翌年度以降の教員採用計画案に基づき行うこととなるが、採用計画案については、事前に「人事委員会」でその必要性等を審議し、その結果を教授会へ説明し承認を得ることとしている。承認を得た後は、各学科等から推薦のあった者について「人事委員会」で審査し、その結果を理事長に報告、理事長が(必要に応じ理事会の承認を経た後)任命している。また、採用する教育職員については「九州看護福祉大学教育職員の任期に関する規程」(平成19(2007)年度制定)により5年の任期を付すこととしており、現在は助教、助手について適用している。

本学教員の昇任については、公募された職種へ応募する方法と、「准教授・講師への内部昇格申し合わせ」(平成19(2007)年度制定)による昇任の二通りの方法があり、それぞれに各学科教授会の議を経て「人事委員会」で審査し、理事長が発令することとなる。なお、内部昇格に係る選考についても、前述の「九州看護福祉大学教育職員選考に係る資格基準」が適用される。

(2) 5-2の自己評価

教員の採用及び昇任は、各学科の意向を尊重しながらも、全学的な視点から「人事委員会」において資格基準にのっとり行われており、適切な運用と判断する。また、「准教授・講師への内部昇格申し合わせ」の制定により本学教員の昇任手続が明確になったことは、教員のインセンティブを高めることのみならず、教員配置のバランスの考慮が出来るようになったことで、教育課程の運営がさらに適切に行われる。

(3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

学生への教育は、理論的な側面と実学的な側面とがバランスよく教授されることが必要であり、さらなる教育指導面の活性化に資するため、教員採用の際の資格基準を再度見直し、各学科等の特性や教育内容に即した人材の獲得に努める。

5-3 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

《5-3の視点》

- 5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。
- 5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA (Teaching Assistant) 等が適切に活用されているか。
- 5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源 (研究費等) が、適切に配分されているか。

(1) 5-3の事実の説明 (現状)

専任教員の週当たり教育担当時間は、「九州看護福祉大学授業担当時間に関する規程」(平成10(1998)年度制定)により、各教員が担当すべき授業基準時間を定めている。この規程では、授業担当基準時間のほか、1授業当たりの受講人員等を定めており、各教員間の負担感と教育効果の低下がないよう配慮されている。専任教員の週当たりの平均担当授業時間は、データ編 表5-3のとおりである。

また、本学には、優秀な大学院学生に対し教育補助業務を行わせ、学部教育におけるきめ細かい指導の実現や大学院学生が将来教員、研究者になるためのトレーニングの機会を提供し、これに対する手当を支給することにより大学院学生の処遇改善を図るため、「研究科TA (Teaching Assistant) 実施要項」(平成15(2003)年度制定)を定めて運用している。現在、「生体機能・形態実習」「看護技術論」「看護過程」等14科目においてTAが配置され、教員の補助者として指導にあたっている。TAの職務内容は実験、実習、演習及び卒業研究等の教育補助業務である。また、本学は実習のための附属施設がなく、その確保には多大のエネルギーを費やしているが、実習施設における学生の教育指導の充実のため、非常勤実習助手(48人)を各施設に配置して対応している。

教員の教育研究活動に対する研究費等については、教授60万円、准教授・講師50万円、助教40万円の個人研究費を配分しており、その50%以内の額は学会等への出張旅費として使用できることとしている。また、教員の学会費の支払件数は年間5件まで認め、研究費からその会費を支出することも可能である。さらに、外国研修出張旅費については、「外国研修出張旅費補助についての申合せ」(平成16(2004)年度制定)により、外国研修出張計画書を提出し、「研究予算委員会」で審議・決定することとなっている。教員一人当たり年1回、20万円の補助が限度であるが、国際学会及びシンポジウムへの参画を促している。また、個人研究ではなく、学内専任教員が学内又は学外で行う共同研究の実施に必要な経費を措置し、特定の研究課題について複数の者が共同で研究を行うことにより、当該研究の活性化と円滑化を図ることとしている。加えて、「学長裁量経費」を措置し、学内教員からの要望に基づき研究費を配分するなど、教育研究目的を達成するための資源を配分している。一方、大学院学生には院生研究費として年間50,000円を措置し、大学院学生の研究を支援している。

(2) 5-3の自己評価

週当たりの授業担当時間に係る規程を定め、各教員の責任授業担当時間の均一化を図るよう措置していること、教育支援のためのTA制度を導入し実施していること、教員研究費も十分配分されていることから、教員の教育研究環境は整備されていると判断する。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

授業担当規準時間に関する規程を定めているものの、未だ各教員が受け持つ授業時間数にばらつきが見受けられるため、各学科毎に教育課程の実施状況や開設科目数の見直しを行うなど、その改善を図る。

5-4 教員の教育研究活動を活性化するための取組がなされていること。

《5-4の視点》

5-4-① 教育研究活動向上のために、FD等の取組みが適切になされているか。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

(1) 5-4の事実の説明（現状）

FD (Faculty Development) 等の取組みについては、学長を委員長とする「自己点検・自己評価委員会」を設置し、全教育職員を対象として毎年「FD 研修会」を開催するとともに、「学生による授業評価アンケート調査」を2年に1回原則としてすべての開講科目について実施している。アンケート調査結果については、学内掲示により公表するとともに、全教員が結果を真摯に受け止め、授業評価報告書を提出し、「授業に関する自己点検・自己評価報告書」として取りまとめ、「FD 研修会」に活用している。平成19(2007)年度は「初年次教育について」をテーマに教員全員が出席の下に「FD 研修会」を開催した。さらに、各学科においても学科研究会と称する月1回のペースで「FD 研修会」を実施している。

(2) 5-4の自己評価

教育研究活動の向上や活性化の基礎的枠組みは構築され、学生の授業評価アンケートの実施やそれに関連させた「FD 研修会」の開催、また、学科毎の研究会も実施されており、教育研究活動の向上や活性化の基礎的枠組みは構築されていると判断する。しかし、やや単発的な実施に止まっているところが見受けられ、継続的な実施や学科を越えた全学的な教育研究及び教授能力の活性化を図る必要がある。

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

学生の授業評価アンケート調査の結果と「FD 研修会」が直結することも重要であり、教員相互の授業研究や授業評価、授業検討会等の取り組みを推進する。また、教員の研究活動の活性化への取組として、専任教員による共同研究をさらに推進する。

[基準5の自己評価]

教員組織としては、教授職に不足はあるものの大学設置基準上の必要教員数を大幅に上回る数を確保できている。現在の教授職の不足は、教員の適切な役割分担と相互の連携体制の確保により、教育研究の実施には支障のない状態となっている。また、教員の採用については選考基準に基づき適切に行われており、各教員の教育担当時間についても概ね適切な時間で推移し、TA制度の実施や研究費も各教員の研究活動に支障のないよう適切に配分されていることから、総括的な教育研究環境は整備されていると判断している。FD 研

修の実施については、これまで以上の頻度で行うことが必要であり、大学教員として必要な基本的事項の習得に努める。

〔基準5の改善・向上方策（将来計画）〕

教育研究目的の達成のため、社会のニーズの変化や学生の資格取得要望に柔軟に対応できる教育課程の見直しや、それらを踏まえた教員配置、担当授業時間数等の見直しについて総合的に検討し、より合理的、効率的なものにしていく。また、大学教員として必要な文教施策の現状等の基本的事項の習得に力を注ぎ、各教員が大学の財政状況等を認識し、科学研究費補助金等の外部資金の獲得に向けた努力を惜しまないよう、支援体制の構築に努力する。

基準6. 職員

6-1 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動等の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

《6-1の視点》

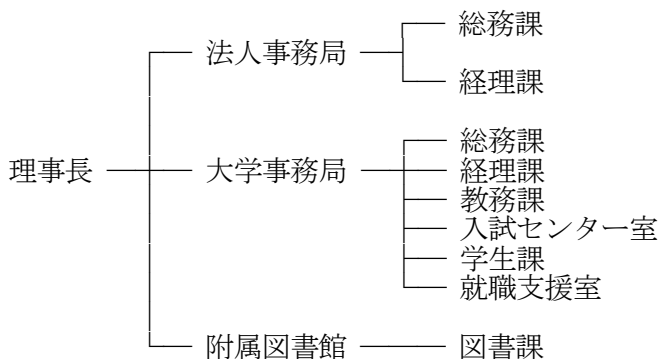
- 6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。
- 6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。
- 6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 6-1の事実の説明(現状)

事務職員については、「学校法人熊本城北学園組織運営規程」により、「学校法人熊本城北学園寄附行為」第3条に定める目的を達成するための事務を適切かつ能率的に処理するための事務組織のほか、事務職員の基本的な職務と事務局長等の管理職の職責について規定されている。その規定により、事務局長以下専任職員 33 人を配置し、教育・研究の目的達成のための業務を行っている。各課の所管する業務内容については、「学校法人熊本城北学園事務分掌及び職務権限に関する規程」により具体的に示されている。なお、1 法人 1 大学の組織であるため、法人事務局の総務課及び経理課の職員は大学の総務課及び経理課の事務職員が兼務している。

本学の事務組織図は表 6-1-1 のとおり。

表 6-1-1 学校法人熊本城北学園事務組織図



また、事務職員の採用については、「学校法人熊本城北学園就業規則」第 34 条に規定され、関係者においてあらかじめ選考し、理事長が任命することとされている。採用の条件についても「学校法人熊本城北学園就業規則」第 35 条に規定されており、それらの規定に基づき採用している。大学創設当初は公募により人材を確保したが、それ以降は退職者も少なく、適宜必要とする人材を採用することとしている。平成 20 (2008) 年度については退職者の補充を行う必要が生じたため、学内に公募、本学卒業生の中から優秀な人材を採用した。また、異動に関しては「学校法人熊本城北学園就業規則」第 39 条に規定されているが、異動の方針についての具体的な記述はないが、勤務評定書を参考にして行っている。昇任に関しては毎年 4 月の定例人事異動の際にあわせて行われ、具体的には、昇任、異動対象者の中から、勤務評定書に基づき、事務局長が各課の人員配置数及び業務量との

バランス、当人の適性、能力、日常業務の評価等を勘案のうえ総合的に判断し候補者を選出、理事長に上申し、理事長の経営判断に基づき決定している。特に事務職員の昇任に当たっては、各課長の意見を聞き、総合的に判断することとしている。なお、平成 20 (2008) 年度は、6 月 1 日付けで勤務評定を行い、これを今後の昇任、異動の際の参考資料として取り扱うこととしている。

(2) 6-1 の自己評価

現在の事務職員組織は、事務職員数も少なく一人当たりの業務量も多くなっているが、管理運営上、教育・研究上の通常業務を遂行する上では適切に配置されており、問題ない体制となっている。これまで、部長職をおいて業務に対応していたが、本年 4 月にこれを廃止し、事務局長の下で一元的に対応するよう事務組織を整備した。また、大学が設置されて以来 10 年間同じ課に属していた者を他の部署へ異動させたり、定年退職者及び年度途中での退職者の補充ということで新卒者を採用したり、併せて昇任人事を行うなど、職員の人事については適切に対応できたと考えている。

(3) 6-1 の改善・向上方策 (将来計画)

教育・研究の高度化・活性化に伴う人材育成や新たな人材の確保はもとより、定年退職者の再雇用の問題についても適切に対処しつつ、管理運営及び教育・研究に関わる大学全体としての所期の目的達成のため、時代に即応した組織改変、人員配置を積極的に行うなど、適切な運営を図る。

6-2 職員の資質向上のための取組みがなされていること。

《6-2 の視点》

6-2-① 職員の資質向上のための研修 (SD 等) の取組みが適切になされているか。

(1) 6-2 の事実の説明 (現状)

本学の職員研修に関しては、OJT (On the Job Training) によるところが多いが、各課において、他機関が行う研修会・研究会のうち業務遂行上必要性ありと判断する場合又は専門事務については、担当者をその研修会・研究会へ派遣し、資質の向上に努めている。派遣した主な職員研修の内容は以下のとおりである。また、毎年実施している新規採用者に対する研修会に加え、平成 20 (2008) 年度においては、学生の夏期・冬期休暇等の学生対応、学外対応で事務局業務の影響が少ない時期を見計らって、若手職員に対する SD (Staff Development) 研修 (大学職員として必要な知識や文章理解力、表現力習得) を企画し、実施する予定である。

○平成 15 (2003) 年度～平成 19 (2007) 年度間に派遣した教育・研究部門担当の主な職員研修

- ・私大職員研修センター主催「学校法人の源泉徴収事務セミナー」
- ・私大職員研修センター主催「学校法人の年末調整セミナー」
- ・日本私立大学協会「各部課長担当者研修会・6 部門」
- ・学校法人経理事務担当者研修会

- ・競争的研究資金制度に関する研究協議会
- ・大学の個人情報保護とセキュリティ対策セミナー
- ・九州地区大学体育協議会研修

(2) 6-2の自己評価

本学職員の資質向上のための取組みは、必ずしも十分とはいえないところもあるが、必要なセミナーや研修会等へは担当者を積極的に派遣している。しかし、学内研修（SD）の取組みについては十分とはいえず、若手事務職員の業務に対する意識改革を図る上でも、平成20(2008)年度以降は外部研修等も取り入れた更なる研修機会の増進に向け努力する。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

少子化等の影響で厳しい経営環境が見込まれる中、事務職員としての資質向上は、現在少人数で業務に対応していることに鑑みても、ますます重要となることが予想され、教育・研究の高度化、活性化に伴い、特に若手職員の育成がこれからの大学の充実・発展の鍵になるものと考えている。個々の職員が仕事に対するモチベーションを高める環境づくりの一環として、また、スキルアップを図る機会のより一層の増進を目指し、SD研修等の活動を積極的に推進する。

6-3 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

《6-3の視点》

6-3-①教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

(1) 6-3の事実の説明（現状）

教育研究支援のための事務体制については、大学事務局長の下、「総務課」、「経理課」、「教務課」、「学生課」、「就職支援室」及び「入試センター室」に専任職員を配置して対応している。事務局各課は、教育研究業務を主として議題とする各種委員会（「教務委員会」、「教職課程委員会」、「附属図書館運営委員会」、「国際交流委員会」、「紀要編集委員会」、「倫理委員会」等）の事務局としての機能とともに、事務局長や各課長らが各種委員会の構成員となり議事に参加しているため、教員組織と十分な連携を保つことができ、教育研究活動を支援する体制は整っているといえる。教育支援関係については「教務課」が、研究支援関係については「総務課」及び「経理課」が主として対応しているが、事務局全体で支援する態勢をとっている。また、図書館においても専任の司書資格を持つ職員を配置し、学生及び教員の教育研究支援を行っており、平日の午後7時までの開館は学生及び教員への便宜として有効活用されている。なお、事務局の課長会議を毎月1日に開催し、情報の共有を図っていることから、事務体制の構築とともに、組織が適切に機能している。また、事務局では、学生と直接接する窓口業務を行っており、学生の生の声を聴取し、各委員会にも報告している。

(2) 6-3の自己評価

事務職員は、学生に係る入学、修学、進路並びに教員に係る教育、研究の各業務に加え図書館業務を担当しているため、教育職員とともに学生の日常の諸活動を支えることがで

き、教育研究支援のための事務体制は効果的に機能していると判断する。また、事務職員の各委員会への出席は、教員と事務職員が共通認識を持つこととなり、教育研究に対する理解を深め、円滑化に大きく寄与している。

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

教育研究の支援業務については、全事務職員一丸となった支援体制をとっているが、支援業務は増加傾向にあり、新しい時代に対応した教育研究環境の整備を図り、さらに事務職員と教員との連携を深め組織的な取組みを実施する。

[基準6の自己評価]

事務職員の採用・昇任・異動に関しては、現行制度の中で総合的に判断して実施している。また、教育・研究の目的達成のための人員は適切に配置されていると思慮するが、平成20（2008）年3月に実施した事務組織の改変に伴う新組織へのスムーズな移行が求められるところである。事務職員のSDは、OJTによるところが多く、本人の主体性に大きく左右されるところもあるが、全体として事務職員の努力を認めるところである。

[基準6の改善・向上方策（将来計画）]

急激に変化する大学環境に適切に対応するため、事務職員は教員との更なる連携を深め、取り組まなければならない。また、事務職員研修制度は、OJTを補完するためのものではなく、多様化している職務に対応できる事務職員を積極的に育てる新たな研修会を、法人総務課で企画するなど、事務組織が教員組織と連携協力しながら大学運営の両輪として、教育研究支援策等の企画立案に、さらに深く参画できるような体制づくりを進める。

基準7. 管理運営

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 7-1 事実の説明(現状)

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

管理運営体制については、「学校法人熊本城北学園寄附行為」、「学校法人熊本城北学園組織運営規程」及び「九州看護福祉大学学則」等によって定められている。

ア. 法人運営に関しては、理事長の下に理事13人を置き、学校法人としての予算・決算、重要規則の制定・改廃等、学校法人としての業務を決する必要がある時に理事会を開催し決議している。平成19(2007)年度の開催回数は6回である。

なお、理事会審議事項のうち、大学の運営に関する業務について協議する機関として「大学運営会議」(平成17(2005)年度設置;理事長、理事長職務代理、学長、副学長、常勤理事で構成)を設置し、柔軟かつ機動的な運営を図ることとしているが、委員の多忙により開催されないことが多いこともあり、平成20(2008)年3月に法人・大学運営の指針を審議すべく、学内の理事5人で構成する「学内理事会」を設置した。

また、法人運営のための諮問機関として理事長の下に32人の評議員を置き、「学校法人熊本城北学園寄附行為」第22条に規定する事項については理事会の前に評議員会を開催し意見を聞くなど、法人運営に万全を期している。平成19(2007)年度の開催回数は4回である。さらに、教員の人事案件については、組織運営規程に基づき「人事委員会」を設置し、当該年度の任用計画を策定の上、計画に基づく人事案件を当該委員会が審査し、理事長が決定している。(なお、教授任用については理事会承認事項としている)

イ. 大学運営に関しては、学長、副学長、学科長及び専任の教授(学長が必要と認めた場合として、准教授も全員加入)からなる教授会を毎月1回開催し、学則等の制定・改廃、学生の身分異動、教育課程の編成、自己点検・自己評価に関することなど、「九州看護福祉大学教授会規程」第6条に規定する重要事項について審議している。

なお、学科長等の役職者の選考等については、各学科に所属する専任教授のうちから候補者を選任し、教授会の議を経て学長が理事会に推薦することとしている。

また、大学院運営に関しては、「研究科委員会」及び「研究科委員会」から委任された事項を審議する「専攻会議」を設置し、大学院学則等の規則の制定・改廃、大学院担当教員の資格審査の承認、学位授与の承認等、「九州看護福祉大学大学院学則」第12条に規定する事項について審議している。研究科長は学長が兼務している。

さらに、「学校法人熊本城北学園組織運営規程」第16条で、学長が必要と認めた場合には副学長を置くことができることとなっており、大学業務のうち特に重要とされる「入試関係」及び「第三者評価」、「高等教育コンソーシアム熊本」等の業務を特命事項として、平成19(2007)年4月に副学長を1人配置した。

ウ. 事務組織については「学校法人熊本城北学園組織運営規程」により、法人本部に事務局長及び「総務課」、「経理課」の2課を置き、大学に事務局長及び「総務課」、「経理課」、「教務課」、「学生課」、「入試センター室」、「就職支援室」、附属図書館に「図書課」を置き、法人及び大学の業務運営に当たっている。また、法人の理事会、評議員会、大学の

教授会、研究科委員会には事務局長、課長が陪席しており、日々の業務の執行に加え、大学の方向性を共有出来る態勢となっている。

なお、法人事務局の事務職員は大学事務局の事務職員が兼務している。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

理事については「学校法人熊本城北学園寄附行為」第6条、監事については第7条で選任に係る規定を設けている。また、「学校法人熊本城北学園の理事及び評議員選任に関する細則」を定め、「学校法人熊本城北学園寄附行為」第6条第1項第3号及び第4号に係る理事の選任候補者について規定しており、上記の2つの条項に基づき役員を選任している。

監事は、理事会において選出した者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。学長の選任は「九州看護福祉大学長選任規程」第2条の規定により、「学長候補者選考委員会」からの推薦に基づき、評議員会の意見を聞き、理事会の議を経て理事長が任命することとしている。「学長候補者選考委員会」には非常勤理事及び教授会から選出された専任教授が含まれており、候補者選考に当たっては民主的かつ厳格に行われている。また、研究科長、専攻長等の選任は「九州看護福祉大学大学院学則」第13条及び第15条にそれぞれ規定されており、研究科長、専攻長は学長の推薦により、理事会の議を経て、いずれも理事長が任命する。

(2) 7-1の自己評価

法人及び大学の管理運営体制は、日常の業務が停滞なく速やかに行われるよう、「学校法人熊本城北学園事務分掌及び職務権限に関する規程」を設け、理事長と事務局との権限と責任の明確化を図り、業務の能率的運営を行っている。また、理事会に諮るべき重要事項については、理事会構成員に対する説明等が十分行えるよう、理事長と事務局で会議を行い、管理職員による情報の共有を図っている。

また、役員である理事及び監事はそれぞれの選任規定に基づき選任されており、法人運営は学内者のみの意向で運営されることなく、理事及び監事には地元自治体の長、当該領域の学識経験者、関連施設の役員等を含めるなど、各方面からの意見を十分反映できる体制となっている。同様に評議員についても選任規定に基づき選任され、地域の政財界、学識経験者、同窓会及び学内者のバランスを考えた構成となっており、様々な意見を聞くことができる体制となっている。

これらのことから、大学の目的を達成するための管理運営体制は適切に機能していると判断する。

(3) 7-1の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定を迅速かつ適切に運用するために設置した学内理事会において、学内における情報関連施設として第3コンピュータ室の設置を決定したが、今後とも大学の運営に関する指針の決定機関としての位置づけを確固たるものにすべく、取り組んでいくこととしたい。

7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

(1) 7-2 事実の説明(現状)

教学に関するものは教授会において審議議決し、必要に応じて理事会へ報告している。また、諸規定の制定・改廃等、理事会審議事項についても、教学に関するものは教授会で先議し意見を徴して理事会へ諮ることとしている。

法人固有の案件は理事会で審議決定している。法人固有の案件についても、必要に応じて理事長である学長が教授会へ報告するなど、管理部門と教学部門との連携が保てるよう配慮している。例えば、教員の採用、昇任、役職任命など大学組織にかかる人事案件については、「人事委員会」において、各学科から提案のあった任用計画について審議し、それに基づき理事会に議題として又は報告として諮られている。教授の任用、役職任命などは理事会の承認事項であり、准教授、講師については報告事項、助教以下は理事会に上程せず「人事委員会」で決定するなど、教学サイドの意向が十分反映される仕組みとなっており、互いに調整が図られている。

(2) 7-2の自己評価

法人を代表し、業務を総理する理事長が、大学を代表し、校務を掌り、所属職員を統督する学長及び研究科長を兼ねており、また、管理運営のための組織及び事務組織が学長の統括下にある現状から、理事会と教授会、管理部門と教学部門の連携は適切に機能しているものと判断できる。

(3) 7-2の改善・向上方策(将来計画)

平成20(2008)年度入学生の定員充足が叶わなかったこともあり、平成19(2007)年度に設置された「将来構想検討委員会」の機能をさらに発展させ、学長直属の検討機関を設け、充実させ、大学の将来計画の明確化、その具現化に向けた取組を行うなど、法人・大学管理部門と教学部門の連携を強化する。

7-3 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

7-3-① 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取り組みがなされているか。

(1) 事実の説明(現状)

本学は、「九州看護福祉大学学則」第2条において自己点検及び評価を行うことを明記している。自己点検・評価は、本学の教育・研究水準の向上を図り、本学の設置目的及び社会的使命を達成するために、教育・研究活動等の状況について自己点検し評価を行うものであることから、平成12(2000)年3月に「自己点検・自己評価委員会規程」を制定し、それ以降、この委員会を中心に本学の自己点検・評価事業が行われている。「自己点検・自己評価委員会」の委員は、教育研究活動の改善等に資することを念頭に、学長、副学長、研究科長、学科長、専攻長をはじめ、教育研究活動の実施に直接携わる各学科の教授各2人、それに事務局長の計15人により構成されている。主な事業は、学生による授業評価の実施、その評価結果に基づく「FD研修会」の開催等である。また、平成16(2004)年度より毎年、全教員の1年間の教育研究活動、社会貢献、学内運営貢献活動の包括的な報告を「教育研究活動報告書」として学長に提出している。

ア、学生による授業評価

平成 15 (2003) 年度、平成 17 (2005) 年度、平成 18 (2006) 年度より 19 (2007) 年度にわたり実施。平成 15 (2003) 年度には授業評価に加え、講義環境 (ソフト、ハード面) 評価についても実施。

イ、FD 研修会

平成 15 (2003) 年度から毎年開催。

ウ、その他

平成 10 (1998) 年度の本学開学以来 3 年目を迎えた平成 12 (2000) 年度には、当時の本学の現状 (教育体制、授業方法、施設・設備、研究状況等) について教員アンケートを実施。教育研究体制の状況について総括し、平成 13 (2001) 年 5 月に報告書としてまとめ、以降の教育研究活動の進展に資するものとなった。

7-3-② 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

平成 12 (2000) 年度に実施した本学の教育研究体制の状況及び教員アンケート結果については、平成 13 (2001) 年 5 月に「九州看護福祉大学自己点検・自己評価報告書」として、また、平成 15 (2003) 年度に実施した学生による授業評価結果については平成 16 (2004) 年 3 月に「授業に関する自己点検・自己評価報告書」としてとりまとめ、それぞれ看護・福祉系大学に配布するなど公表している。

また、セメスター制 (二学期制) の導入、看護学科におけるコアカリキュラムの編成、社会福祉学科における社会福祉実習の初期段階 (2 年次) からの実施等、報告書での指摘事項についての具体的取組がなされている。さらに、学生による授業評価結果をまとめた報告書は、教員研修の教材として取り入れられ、以降の授業内容等の改善に役立っている。

(2) 7-3の自己評価

教員アンケート結果や授業評価結果については「授業に関する自己点検・自己評価報告書」として公表されており、適切な取り扱いをしていると判断できる。また、教員自らが、大学の基本理念、教育目標に基づいた教育を行っているかという事項をはじめ、教育体制、授業方法や大学の運営など多岐に及ぶ点検・評価を行ったことにより、多くの教員が大学の構成員としての意識を持つことにつながっており、大学運営の改善に大きく反映させることができた。

(3) 7-3の改善・向上方策 (将来計画)

学生による授業評価結果が、教員個々人の授業の改善にどの程度役立てられているかが検証できていないため、早い時期に教員による授業評価を実施し、教育内容、教育方法の改善、教育の質の向上を図るための「FD 研修会」を開催する。

[基準 7 の自己評価]

本学の管理運営活動に関しては、総括的に整理して①管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成を支援する任務を果たす上で適切な規模と機能を持っていること。

②関連する諸規則が整備されていること。③学生の授業評価を含め自己点検・評価機能が教育研究活動等に生かされていることなど、基準7の要件を満たしていると判断する。

〔基準7の改善・向上方策（将来計画）〕

法人の意思決定を迅速かつ適切に行うため、学内理事による「学内理事会」を有効に機能させるとともに、自己点検・評価活動等の結果を大学のホームページに掲載するなど、その公表方法についてのさらなる取り組みを行う。

基準 8. 財務

8-1 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理されていること。

(1) **8-1 事実の説明（現状）**

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

平成 20 (2008) 年 5 月 1 日現在の学生数は、総収容定員の 1,428 人 (学部学生 1,380 人、大学院学生 48 人) に対し、1,539 人 (学部学生 1,502 人、大学院生 37 人) に達している。社会福祉学科への入学者が大幅に減少しているものの他学科の入学者の増加である程度補えており、総収容定員を上回る学生数を受け入れている。

教育研究目的を達成するための運営資金については、そのほとんど (87.1%) が学生生徒等納付金を財源としており、全学的に一定の基準を定めて予算を編成し、関係部署に配分している。予算の編成に当たっては、毎年度の財政上の収支均衡を図ることに力を注ぎつつ、経理課において各事業を実施する当該学科長、専攻長をはじめ関係部署とヒアリングを行い、当該事業の必要性及び緊急性等を聴取し、教育研究の目的に応じた予算編成を行うべく対応している。支出については、特に、収入源である学生の確保に向けた取組に要する広報等の学生募集活動経費、教育にかかる経費及び学生・保護者のニーズに沿った満足度を与える就職支援活動にかかる経費に重点を置いて予算措置を行っている。ちなみに平成 20 (2008) 年度当初予算における教育研究経費比率は平成 19 (2007) 年度の 28.8% に比し 2.5 ポイント上昇し、32.1% に及んでおり、保健系学部大学の 26.9% (平成 19 (2007) 年度版「今日の私学財政」より) を 5.2 ポイント上回っている。法人全体の平成 19 年度決算における消費収支差額の累計額となる翌年度繰越消費収入超過額は、約 16 億 1 千万円の収入超過となっており、今後の学生数の確保が条件となるものの、教育研究目的を達成するための経費は確保されている。また、本学は、平成 18 (2006) 年度のリハビリテーション学科開設に伴う新館棟建設等も全て自己資金により整備するなど、現在も借入金はまったくなく、健全な経営がなされている。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

学校法人会計基準にのっとり、資金収支予算書及び消費収支予算書を作成、理事会の承認を得ている。それらの予算書は、前年度の理事会において策定される予算編成方針に基づき、前述 8-1-①に記載のとおり、関係部署より各事業等についてヒアリングを行い、適正な事業等予算を編成したうえで作成されている。また、日々の会計処理についても学校法人会計基準にのっとり行われ、公認会計士による往査を受けることにより、適正な会計処理が確保されている。会計処理上の疑問や判断に迷った場合は、公認会計士又は日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センターへ随時相談し、指導を受けるとともに参考文献により適正な会計処理に努めている。

8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

公認会計士及び監事による監査を毎年受けている。公認会計士による監査は年 12 日、監事による監査は年 1 日受けている。

(2) 8-1の自己評価

平成 19 (2007) 年度決算における消費収支差額の累計は約 16 億 1 千万円の収入超過となっている。また、帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額は、平成 17 (2005) 年度は約 3 億 6 千万円、平成 18 (2006) 年度は約 2 億 3 千万円、平成 19 (2007) 年度は約 2 億 3 千万円と平成 17 (2005) 年度に比し、やや減少傾向にあるが、平成 18 (2006) 年度に設置したリハビリテーション学科の学年進行中でもあり、必要な教員を採用していることから人件費が増加していることに要因があると思われる。しかし、平成 21 (2009) 年度の完成年度を迎えれば現象を抑えられるものと考えられる。一方、大学院学生の定員確保は難しい状況にあるが、全学的に見れば志願者数も定員の 2 倍以上で推移しており、引き続き学生確保に力を注ぎ、現状と同程度の志願者が得られれば、財政基盤は更に安定し、今後も教育研究目的は達成できると判断している。

(3) 8-1の改善・向上方策(将来計画)

今後とも大学の教育研究目的を達成するために必要な経費を確保するため、質の高い専門職業人の養成、国家試験の合格率の向上、さらには就職率の向上を図るなど在学生の人間形成や出口の確保に力を注ぐ。また、学生確保のための方策として、本学で最も志願者の多い地域(熊本県、福岡県)はもとより、最近学生募集活動展開に特に力を入れたこともあり、志願者数が伸びている宮崎県、沖縄県等の地区での志願者確保策をさらに講じる。また、競争的外部資金の獲得など学生生徒等納付金以外の収入の確保に加え、経常経費の縮減策を策定するとともに、さらなる会計処理の健全化のために、公認会計士、監事の監査に加えて、法人内部に監査機能を持ち合わせた部署の設置を検討する。

8-2 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

(1) 8-2 事実の説明(現状)

私立学校法の改正により、閲覧に供することが義務付けられた書類(財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書)を事務局に備え付け、本学園が設置する本学の在学者及び他の利害関係者の閲覧に供している。また、平成 17 (2005) 年度決算からは、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書を本学のホームページに掲載し、一般に公開している。

(2) 8-2の自己評価

財務情報については、情報公開法の施行に伴い私立学校法においてもその開示と説明責任が求められていることから、前述(1)のとおり、財産目録をはじめ所要書類を本学事務局に備え付け、大学の学生及びその他利害関係者の閲覧に供している。また、平成 18 (2006) 年度は貸借対照表、収支計算書の要約を記載した「九州看護福祉大学年報」を、平成 19 (2007) 年度は「九州看護福祉大学創立 10 周年記念誌」を関係機関等へ配布した。さらに、収入の多くが学生生徒等納付金であり、まずは保護者への周知を念頭に置き、また、本学が公設民営方式の大学であることから、地域の住民がいつでも見ることができるよう当該年度の事業報告とともに収支計算書等を本学のホームページに掲載している。

このような実態に基づき、本学の財務情報は適切な形で公表されていると判断する。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の経営状況について、保護者や利害関係者が理解しやすいように、財務情報の解説版を作成することに努める。

8-3 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

8-3-① 教育研究を充実させるために、外部資金の導入（寄付金、委託事業、収益事業、資金運用等）の努力がなされているか。

(1) 8-3 事実の説明（現状）

外部資金導入への取り組みとして、科学研究費補助金の獲得、寄付金の受入、資産の運用などがある。科学研究費補助金の平成19（2007）年度の採択件数は継続を含め5件（約500万円）で、新規採択率は13.3%、平成20（2008）年度は新規で1件、継続3件の合計4件と新規採択率が6.3%と低迷している。（申請件数は平成19（2007）年度15件、平成20（2008）年度16件）民間企業からの研究助成事業は平成19（2007）年度までに4社から8件受けているが、該当研究者は2人とまだまだ極めて少ない状況である。一方、良好な経営状況が続く本学では、資産を銀行の定期預金として運用し、平成19（2007）年度は約1,600万円の利息を受け入れている。

なお、収益事業は行っていない。

(2) 8-3の自己評価

教育研究活動の更なる充実を図るため、資産の運用については鋭意努力して利息を確保できているが、研究のための科学研究費補助金等の外部資金の獲得にやや精彩を欠く面が見られる。更なる施策を講じる必要がある。

(3) 8-3の改善・向上方策（将来計画）

本学には必須である学外実習に必要な附属病院や福祉関係の施設を有していないことから、教員が実習場所の確保や学外実習の指導に時間が費やされている。研究活動そのものの時間が十分に取れないこともあり外部資金の導入がされていない。今後学生数の減少が予想される中、それにとまって教員研究費も減少せざるを得ない状況となりかねないので、教授会等で研究助成に対する補助金等の紹介を含め、積極的に応募するように働きかける。

[基準8の自己評価]

本学は、熊本県、玉名市・荒尾市ほか周辺10町からの拠出金及び企業・市民の寄附金によって設立された、いわゆる公設民営の大学である。また、開学後も平成18（2006）年度にはリハビリテーション学科の新設を見たが、新館棟等の建設も自己資金で施工した。経営における帰属収支差額比率は一時期に比べると低下したものの全国平均より高く、本学の教育研究目的の達成に必要な財政基盤は安定していることから、極めて健全な経営がなされていると判断する。

[基準 8 の改善・向上方策（将来計画）]

これまでは健全経営の基盤となる学生の確保が良好に進んできたが、今後は 18 歳人口の減少、エリア内における同系統学部学科の増設、大都市大学への学生流出等、地方大学での学生確保は困難な状況に向うことが予想される。その対応策として、入学者選抜方法の改善をはじめ、現在、「将来構想検討委員会」で鋭意検討している学科編成及び学科定員の見直し、教育力等大学ブランドの向上策、「学生募集推進委員会」による熊本県内の志願者拡大策等を早急に検討する必要がある。また、国の施策により私立大学等経常費補助金が毎年 1%削減される中、健全経営を図るためには、人件費をはじめとする経常的支出経費の縮減、競争的外部資金の獲得、収益事業の実施等、本学独自の取組を行うことを大きな課題として経費削減に努力する。

基準9. 教育研究環境

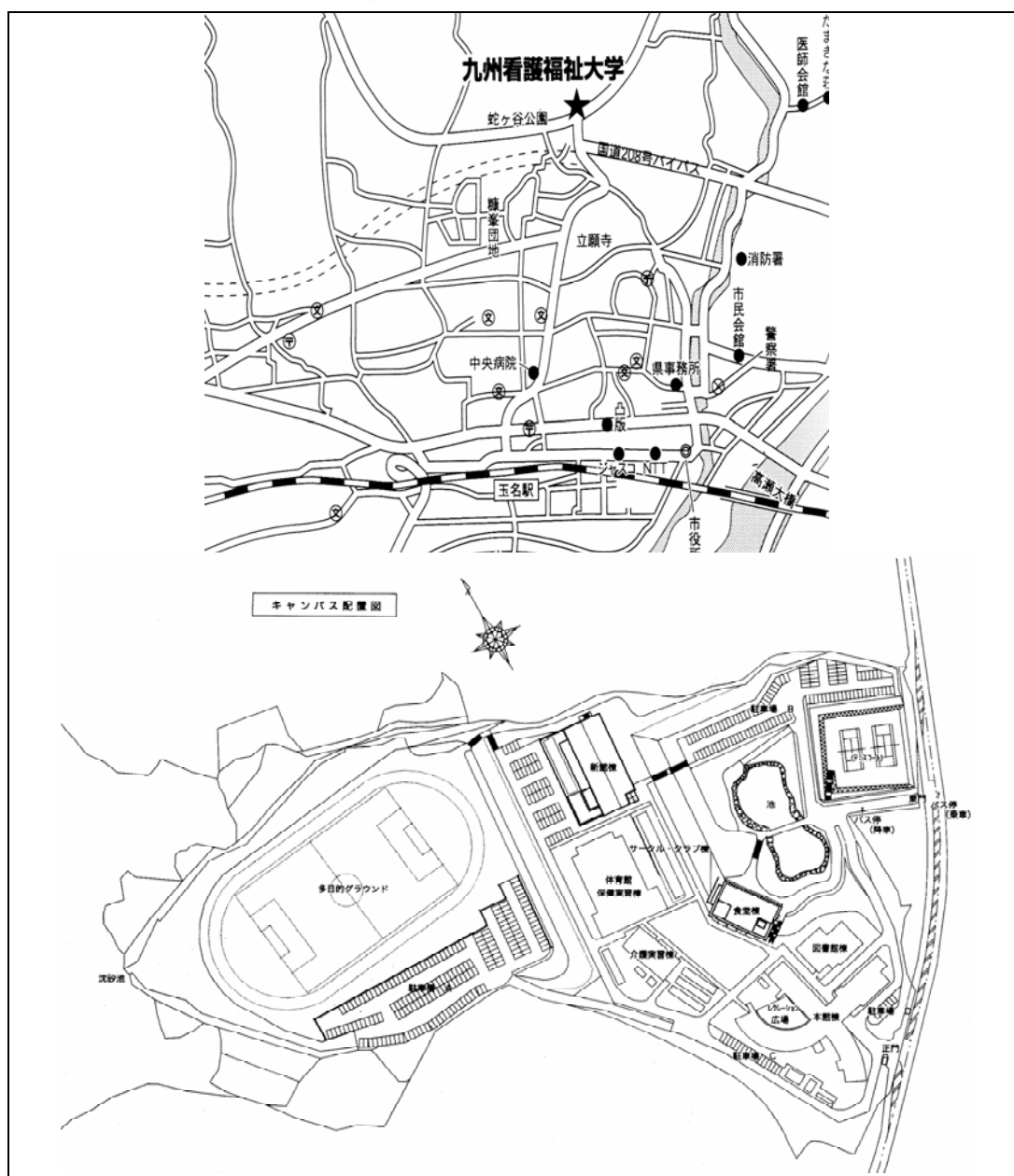
9-1 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設整備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

《基準9の視点》

- 9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。
- 9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備が、適切に維持、運営されているか。

(1) 事実の説明（現状）

大学の位置および校地、校舎の配置概要



本学は、熊本県の北部、小岱山県立公園の一角、蛇が谷公園に隣接しており、JR 玉名駅から約 2km、バスで 8 分の位置にあり、教育環境としては申し分のないところに立地している。

表 9-1-1 大学設置基準との校地・校舎の比較

校地面積	設置基準上必要面積	校舎面積	設置基準上必要面積
130,675 m ²	14,400 m ²	18,766. ³ m ²	14,775. ⁴ m ²

表 9-1-2 キャンパス概要

名 称		建物面積 (m ²)	地上 (階)	主 要 施 設
本館棟	北ウイング	10,552. ⁶⁴	6	理事長室・理事室・学長室・副学長室・会議室・事務室・応接室・ビデオルーム・コンピューター室・教室(講義室、演習室、実習室)・視聴覚室・教員研究室・保健管理センター・ラウンジ(学生自習室、学生控室)
	東ウイング			
	南ウイング			
	西ウイング			
新館棟		4,756. ⁷⁸	3	講義室・多目的室・実験室・実習室・セミナー室・会議室・教員研究室・ラウンジ
図書館棟		1,086. ⁰⁰	2	館長室・応接室・書庫・事務室(レファレンスカウンター)・情報処理室・閲覧室・特別閲覧室・個室閲覧室
食堂棟		1,365. ⁹⁵	3	食堂・ラウンジ・売店
体育館		1,836. ⁰²	2	アリーナ・観覧席・ステージ
保健実習棟			2	実習室・シャワー室・教員研究室
介護実習棟		450. ⁰⁰	1	入浴実習室・家政学実習調理室
サークルクラブ棟		604. ⁸⁰	2	部室
テニスコート		3,000. ⁰⁸		
多目的グラウンド		敷地面積 23,184. ³⁸ m ²		

本学のキャンパス概要は、表 9-1-2 のとおりである。施設の多くは平成 10 (1998) 年の開学時に建てられたものである。開学当時は校舎 11,459 m²、図書館 1,086 m²、体育館 1,367 m²を有し、看護学科(入学定員 100 人)、社会福祉学科(入学定員 200 人)の 2 学科の大学としては十分なものであった。その後、両学科の学年進行、平成 18 (2006) 年度のリハビリテーション学科(入学定員 60 人)の増設に伴い、新館棟 4,756.78 m²、食堂棟 1,365.95 m²を増築した。表 9-1-1 のように、校地及び校舎等の面積は大学設置基準に定められている基準面積を超えており、適切に整備されている。

教育研究の要である図書館は、現在、蔵書約 52,900 冊、このほか保健・医療・福祉に関する雑誌 320 タイトル、視聴覚資料約 1,000 巻を所蔵している。閲覧室の座席数は 155 席を数え、学生及び教職員の需要に応え得るものとなっている。館内にはオーディオコーナーや個室閲覧室、検索用端末機等を設けるなど、施設の充実を図っている。平成 10 (1998)

年の開館以来、貸出冊数も増加しており、平成 19（2007）年度には年間貸出数が 20,000 冊を超えた。また、平成 19（2007）年度実績として、土曜日及び午後 7 時まで開館することにより、5 時限終了（午後 6 時）後や大学院生の利用も確保されており、閉館間際まで利用が途絶えない状況にある。さらに、国家試験が実施される前には、日曜日、祝日も開館するなど学生の便宜を図っている。

図書館は図書館長及び 2 人の図書館専任職員によって管理され、運営は図書館長を委員長、各学科教員をメンバーとする「九州看護福祉大学附属図書館運営委員会」によって行われている。

体育施設は、体育館、多目的グラウンド、テニスコートを有し、授業や部・サークル活動において積極的に活用されている。特に、体育館や多目的グラウンドは午後 8 時まで利用が可能となっており、学生を中心として活発な活動が行なわれている。

情報サービス施設については、学内各施設に学内 LAN を敷設しており、平成 19（2007）年度には本館棟・新館棟の一部教室で無線 LAN を敷設した。将来的には学内すべての施設において無線 LAN 環境を構築していく予定である。学生及び教職員の教務に関する管理は本学固有の教務支援システム「ライブキャンパス」によって行われており、学生の科目履修登録や休講等の連絡及び職員の成績管理やシラバスの開示等を行なっている。このシステムは、ペーパーレスによる一元管理が可能であるため非常に有益なシステムである。各教職員には各自 1 台に相当するパソコンが与えられており、「ライブキャンパス」の利用が可能となっている。学生については、情報リテラシー等の授業及び「ライブキャンパス」の利用のために、コンピューター室や就職支援室内に学生が利用出来るパソコンを設置して対応している。また、平成 20（2008）年度より、携帯電話による出席確認を行う履修促進システムをいち早く導入し、「ライブキャンパス」と連携することにより、学生の履修状況を短時間で把握し、学生の履修指導に活用している。情報サービスについては教職員によって構成される「情報処理システム管理室運営委員会」によって運営されており、ウィルスや迷惑メール対策及び職員への適切なコンピューター使用に関する周知等、近年特に重要となっている情報処理関連の諸問題について、その解決法の指導を行うなど細やかな管理・運営を行なっている。

教育施設の内、主に授業で利用する教室については、その規模に応じて視聴覚教材（テレビ・ビデオ・プロジェクター等）を設置している。特に、新館棟においてはすべての講義室にパソコン対応プロジェクター、プラズマ・ディスプレイ等（大教室 4 台、小教室 2 台）、最新の設備を備え、より充実した授業構成が出来るように配慮されている。附属施設としての食堂棟は 482 席を有しており、学生にとって快適な空間となっている。

各施設の運営については、それぞれの委員会（「図書館運営委員会」、「情報処理システム管理室運営委員会」、「教務委員会」、「学生委員会」等）において、学生・職員からの希望や意見、調査を基に対応を協議しつつ、適切な維持・運営に心掛けている。

また、建築物、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消防設備、昇降機については、経理課所属の施設管理担当職員を中心にほぼ毎日検査・点検を行い、必要な補修整備を実施している。

(2) 9-1の自己評価

キャンパス周辺は自然豊かで、学生の生活環境には恵まれている。校地面積、校舎面積とも大学設置基準を十分満たしており、開学 10 年という新しい大学でもあることから、教室等には教育研究活動を進める上で必要な機器類も備わっている。また、体育館、多目的グラウンド等課外活動のための施設とともに、学生の教育研究環境は整っている。さらに、図書館には教育研究に必要な蔵書等を有しており、必要に応じ、学生、職員の要望に応える形で整備を進めている。本学の基本理念である「地域とともに成長する大学」、「生涯にわたって学べる大学」、「近隣諸国と学ぶ大学」を基に、必要と思われる施設設備の整備は開学当初より取り組んできているところであるが、平成 18 (2006) 年度のリハビリテーション学科の増設に伴い、特にコンピューター室の不足が懸念されることとなり、平成 20 (2008) 年度に第 3 コンピューター室を設置することとし現在整備中である。大学設置基準に定められた校地、運動場はもちろん、図書館、校舎等施設についても適切に整備され教育研究活動に活用されている。

(3) 9-1の改善・向上方策 (将来計画)

基本理念に沿ったより良い教育研究環境を充実させるために、図書館の蔵書等の更なる整備、カリキュラムに対応できるセミナー室の不足解消等、計画的な校地、校舎の整備充実に努力する。

9-2 施設整備の安全性が確保され、かつ、快適なアメニティとしての教育研究環境が整備されていること。

《9-2の視点》

9-2-① 施設設備の安全性が確保されているか。

9-2-② 教育研究目的を達成するための快適な教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

(1) 事実の説明 (現状)

本学が保健医療福祉系の大学であることから、バリアフリーのキャンパスづくりを設立当初より積極的に進めており、平成 18 (2006) 年度に新築した新館棟及び食堂棟についても障がい者用トイレ、スロープ、昇降機等充実した設備になっており、現状では十分対応できている。

エレベーター、電気設備、冷暖房等の設備の保守管理については、法令に基づき点検を実施し、安全性を確保している。施設に係る保安安全上の警備については、民間会社に委託し 24 時間管理されている。また昼間の学内警備に関しては「玉名市シルバー人材センター」に委託しており、現状において施設に係る人身事故等はこれまでのところ発生していない。

快適な教育研究環境という面では、各施設に冷暖房装置を整備しており、教室ではパソコン対応プロジェクター、テレビ、ビデオ等の視聴覚機材を用いた授業が可能であり、良好な教育環境を確保している。また、リハビリテーション学科増設にあわせて新たに学生食堂を整備した際に空きスペースとなった本館棟 1 階の旧食堂跡を、学生自習室として整備し学生に開放するなど、本館棟最上階のラウンジの自由使用とともに、更なる教育環境

の改善を図っている。さらに、健康増進法に基づき、基本的に施設内禁煙及び分煙を推進し、概ね良好な結果を生んでいる。一方、各事業所等で社会問題化しているアスベストについては、本学は一切使用しておらず問題ない状況である。また、建築基準法上の耐震についても問題ない。

キャンパスは、図書館・本館棟・新館棟・体育館等を核とした施設配置がなされ、その周りを樹木や芝生、四季折々の草花で囲っており、心の落ち着く快適な教育研究環境の整備に配慮している。また、図書館の土曜日及び午後 7 時までの開館、学内施設とりわけ体育館等の午後 8 時までの夜間利用は、学生及び職員に積極的に利用され有効活用されている。

(2) 9-2の自己評価

本学の施設設備の安全性については、法令に基づく定期点検を実施し、その結果、改善を要する箇所があれば適宜改善を行うなど安全性を確保している。また、障がい者等が施設設備を円滑に利用できるよう屋根付の駐車スペースの確保やバリアフリー等の配慮をしている。教育研究環境面における図書館、講義室等の設備環境、生活面における食堂等のアメニティが学生及び職員に配慮したものとなっており、良好な教育研究環境にあるといえる。

(3) 9-2改善・向上方策（将来計画）

これまで進めてきた教育研究環境の整備を継続して行うとともに、リハビリテーション学科の学年進行に伴う学生の増加により不足が見込まれる駐車場の整備の方針について「学生委員会」で検討する。また、無線 LAN の敷設についても計画性をもって改善に努め、「情報処理システム管理室運営委員会」で議論するなど、教育研究の環境の向上に努める。

[基準9の自己評価]

表 9-1-1 に示すとおり大学設置基準を上回る校地・校舎を有し、表 9-1-2 にある施設は質量ともに十分なものであると判断している。

これらの施設の安全性は確保され、かつ有効に活用されており、現時点においては特に支障となるような大きな課題は認められず、快適なアメニティとしての環境が確保されている。

[基準9の改善・向上方策（将来計画）]

平成 18 (2006) 年度にリハビリテーション学科が増設され、学生収容定員が 1,440 人規模（完成年度）になった。校地の拡張についての計画はないが、現有校地の中で快適なキャンパスライフを提供すべく「学生委員会」等の関係部署において様々な意見聴取及び調査を実施し、学生の為の適切な教育研究環境の整備に向けた計画づくりをさらに進めていく。

基準 10 「社会連携」(教育研究上の資源、企業、地域社会等)

10-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること

《10-1の視点》

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか

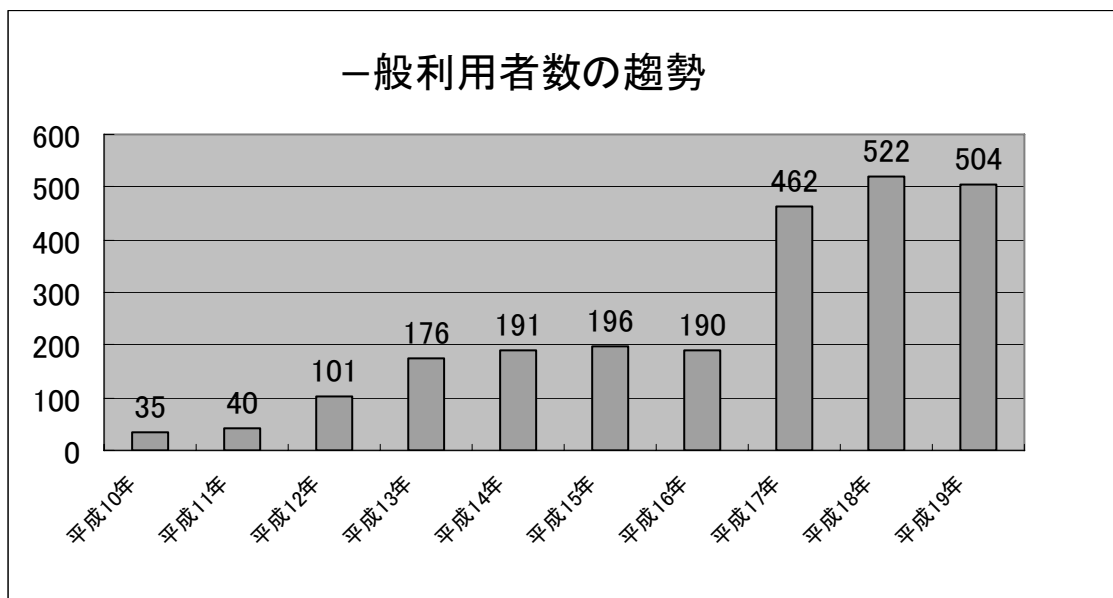
(1) 10-1 事実の説明(現状)

ア. 大学施設、設備の開放

開学当初から、“知のインフラ”として図書館を地域に開放し、一般市民の利用者を受け入れてきた。開館2年目までは周知不足から利用者数は年間50人を下回っていたが、一般利用者の趨勢は図10-1-1のとおり徐々に増加傾向にある。

利用者は近郊の玉名郡市の居住者が7割程度になっている。男女の比率では当初、女性が大半であったが、近年は男性が増加して5割に近づいてきている。一般利用者には医療従事者が多く、介護関係、教育関係等も見られている。

図10-1-1 一般利用者数の趨勢



他の施設・設備についても、平成11(1999)年度から、地域内の公的な催しや地域住民の公共的利用のために開放している。(表10-1-1)

講義室等は各種研修会、講習会、セミナー等の目的のために利用されている。また、体育館や関連施設も各種スポーツ関連の行事に利用されているが、両者を比較すると、講義室等の利用回数が多くなっている。両方を合わせた最近の利用件数は年間100件を超える程度で推移している。

表10-1-1 施設貸出件数

区分	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
講義室等	21	32	28	24	41	36	38	69	132
体育館等	15	28	20	24	26	24	22	27	38
計	36	60	48	48	67	60	60	96	170

イ. 公開講座等による“学びの場”の提供

平成 11 (1999) 年度には、女性の生涯学習の推進とリーダー等の養成を目指した、熊本県の「ウィメンズ・ライフロング・カレッジ事業」の委託を受け、「高齢化社会と保健・福祉コース」の 16 講座を開講した。

平成 13 (2001) 年度から、地域に広く参加を呼びかけ、本学講義室を会場にして、各年度に前期 (5 月～7 月)、後期 (10 月～11 月) の 2 回シリーズで公開講座を開講してきた。平成 13 (2001) 年度から平成 17 (2005) 年度までは、参加者の状況を踏まえて「昼の部」と「夜の部」をそれぞれ別々のテーマを設定して実施してきた。

これと並行して、熊本県の主催する「熊本県民カレッジ」に対しても、平成 14 (2002) 年度から平成 17 (2005) 年度にわたって、講師の派遣をおこなった。平成 14 (2002) 年度は 5 人の講師が 14 回の講義を担当した。その後は各年度 3～6 人の講師を派遣してきた。平成 18 (2006) 年度以降は、公開講座のテーマを一本化し、期間内の土曜日午前中に開講している。平成 18 (2006) 年度、平成 19 (2007) 年度の開講テーマは以下のとおりであり、参加者数の平均は 30～40 人程度であった。

平成 18 年度		テ ー マ
前期	第 1 回	子育て支援における最近の取り組み
	第 2 回	現在の青年層におけるコミュニケーション不全
	第 3 回	内面の言語化
	第 4 回	高齢者の消費生活トラブル
	第 5 回	認知症高齢者の心の理解
	第 6 回	食と生活習慣病
	第 7 回	男女共同参画はすすんでいる－熊本県および城北地区の現在－
	第 8 回	男女平等とキャリア教育の課題－フランスの政策を通して考える－
後期	第 1 回	がんの予防
	第 2 回	家庭看護教育－在宅ケアの工夫－
	第 3 回	がんサバイバーと支援プログラム
	第 4 回	よりよく生き、安らかに死すには－ミニ内観・臨終内観体験を通して－
	第 5 回	がん治療における最近の話題
	第 6 回	終末期をどう迎えるか－玉名地域終末期医療ネットワークの現状と課題－
	第 7 回	麻酔性鎮痛剤を用いる－WHO 方式がん性疼痛治療指針－
	第 8 回	がん・ターミナル看護について

平成 19 年度		テーマ
前期	第 1 回	戦後日本の分岐点－自分史への誘い－
	第 2 回	「女性のヘルスケア」への新しい流れ
	第 3 回	現代青年層におけるコミュニケーション不全－身体的交わりの復権に向けて－
	第 4 回	認知症高齢者の地域生活支援
	第 5 回	認知症予防をめぐる
	第 6 回	“いのち”に対する自己決定権
	第 7 回	最新東南アジアの医療事情
	第 8 回	産後うつ病と子育て不安
後期	第 1 回	がん医療の最新情報
	第 2 回	がん予防について
	第 3 回	がん医療、看護
	第 4 回	呼吸器リハビリテーション
	第 5 回	がんサバイバー
	第 6 回	生活習慣病を予防するために
	第 7 回	在宅看護
	第 8 回	吸う人も吸わない人も－聞いて得するタバコの話－

平成 20 年度		テーマ
前期	第 1 回	少子高齢時代、地域はどう変わる？－連帯と相互扶助の福祉社会を目指して－
	第 2 回	福祉のまちづくりと心のバリアフリー
	第 3 回	高齢者を支援する制度やサービス－認知症高齢者を中心に－
	第 4 回	「問い」としてのQOL－教育現場におけるその功罪を中心に－
	第 5 回	スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携 －スクールカウンセラーの経験を通して－
	第 6 回	地域社会と健康づくり
	第 7 回	オリンピック目前！知ってみよう 中国社会
	第 8 回	日本とドイツの戦後 60 年－自分史への誘い－
後期	第 1 回	健康づくりの日本と世界の潮流
	第 2 回	あなたはリンゴ？洋ナシ？－メタボリック症候群のはなし－
	第 3 回	命の循環の視点で考える生活習慣の見直し
	第 4 回	まもなく更年期を迎えるあなたへ－じょうずに乗り越えるには－
	第 5 回	運動と生活－楽しく運動して、楽しく生活しましょう！－
	第 6 回	腰痛－明日から役立つ腰痛よもやま話－
	第 7 回	暮らしの中の転倒予防
	第 8 回	眠りの科学－睡眠時無呼吸症候群を中心に－

ウ. 公開シンポジウムの開催等

平成 11 (1999) 年 5 月に創立記念式典の中で「介護保険制度の下での在宅生活支援としての住環境上の問題と課題」と題する公開シンポジウムを開催した。次いで、平成 15 (2003)

年 12 月には、ハンセン病国家賠償訴訟原告と薬害エイズの被害者をシンポジストに迎えて、「薬害エイズとハンセン病問題がこれからの看護・福祉に問いかけるもの」と題する公開シンポジウムを開催した。さらに、平成 19（2007）年 5 月には、九州看護福祉大学創立 10 周年記念式典の中で公開シンポジウム「医療・保健・福祉教育の現状と展望」を開催した。

また、近隣の市町村が主催する市民大学等の講師の依頼を受けて、随時、講師の派遣を行い、現代における保健・医療・福祉に関する問題や、高齢化社会における諸問題についての学習を本学一体となって支援している。

（2）10－1 の自己評価

本学は、基本理念の一つに「地域とともに成長する大学」を掲げており、地域に対して開かれた大学を目指す中で、物的資源としては図書館及びグラウンド等の大学施設の開放、また、人的資源としては年 16 回に及ぶ公開講座、公開シンポジウム等の随時開催による学びの場を着実に地域に提供してきている。

（3）10－1 の改善・向上方策（将来計画）

これまで行われていなかった団塊の世代に対するリフレッシュ教育の可能性について、「教務委員会」が議題として取り上げ、現在検討中である。

10－2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること

《10－2 の視点》

10－2－①教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか

（1）10－2 の事実の説明（現状）

ア. 高等教育コンソーシアムにおける協働

熊本県下の 13 の大学・高専と協力して高等教育機関の教育研究の充実を図ることにより、地方自治体や産業界と連携しながら地域社会の教育・文化の向上・発展に貢献し、あわせて熊本の教育環境の向上に寄与することを目的に、平成 18（2006）年 1 月に「高等教育コンソーシアム熊本」が発足、本学も参加している。これにより、知的財産を有効に活用しながら、ネットワークの中の「競争と協調」によって、コンソーシアム理事会の下で計画される各種の事業に参画してゆくことになった。それらの事業として、「相互の教育分野における連携」「相互の研究分野における連携」「地域社会との交流及び連携」「初等・中等教育との連携」「海外との国際交流」等が掲げられている。平成 19（2007）年 6 月には、「高等教育コンソーシアム熊本 1 周年記念行事」が開催され、本学からも多数の職員、学生が参加した。

イ. 「九州がんプロフェッショナル養成プラン」への参加

平成 19（2007）年 8 月に文部科学省に採択された「九州がんプロフェッショナル養成プラン」に、大学院看護福祉学研究科「看護学専攻コースがん看護学上級実践コース」が「がん治療に携わるコメディカル養成コース」の一つとして参加することが認められた。このプランは、九州大学を担当大学、九州・沖縄地区 12 大学を共同大学として組織され

ているもので、この一員として参画することは、本学大学院における実践的、専門的な研究・教育が評価された証左と考えられるものである。さらに、教育活動の質を向上させ、優れた成果を残すことが期待されている。

ウ. 「共同研究」実施による研究活動の推進

平成 15 (2003) 年度から、本学教員が他大学や高等教育機関、地域の社会資源と共同して行う研究活動を「共同研究」として位置づけ、計画が承認された場合には大学独自で予算措置を講じてきた。平成 17 (2005) 年度には「九州看護福祉大学共同研究規程」を整備し、特定の研究課題について複数の者が共同で実施する研究であることが明記され、研究代表者から申請があった計画書について「共同研究審査委員会」による審議により、他機関との共同研究の促進が図られてきた。

平成 17 (2005) 年度は 6 研究課題、平成 18 (2006) 年度は 7 研究課題、平成 19 (2007) 年度は 7 研究課題が承認され、連携先と共同研究が行われた。

(2) 10-2 の自己評価

「九州看護福祉大学共同研究規程」の制定等、他大学や社会資源との共同研究の実施の環境は整えられており、実際に共同研究を行っていることから適切な関係が構築されていると考える。しかし、一般企業を相手とした連携は、看護福祉分野の教育研究が馴染みにくい面があり、まだ実現に至っていない。

(3) 10-2 の改善・向上策 (将来計画)

今後はさらに研究を活発にし、研究成果の PR を通じて企業からの受託研究の可能性を高めること、さらには学際的な研究や国際交流を視野に入れた事業を計画し実践することが課題であり、本学独自の「地域貢献委員会」や「国際交流委員会」において活動の推進を図る。また、教育研究の活性化を図るために、学科内研究会、学科内「FD 研修会」を土台とした取り組みを行っているが、米国、韓国の提携大学との研究交流も有力な刺激になると考えられることから、他大学等とのさらなる連携を模索する。

10-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

《10-3 の視点》

10-3-①大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

(1) 10-3 の事実の説明 (現状)

ア. 自治体や公的機関の審議会・委員会への委員派遣等

「地域とともに成長する大学」の基本理念に基づき、熊本県、玉名郡市、近隣市町村、その他団体の審議会、各種委員会活動に対して委員等の派遣を積極的に行い、政策立案や事業のプランニング等に参画している。(表 10-3-1)

表 10-3-1 自治体や公的機関の審議会・委員会への委員派遣状況

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		
	看護学科	社会福祉 学科	看護学科	社会福祉 学科	看護学科	社会福祉 学科	リハビリテー ション学科
国、県、熊本市	17	6	5	1	41	45	3
玉名郡市	6	3	1	2	30	41	3
隣接市町村等	20	3	22	1	15	9	3

イ. 「まちの保健室イコイバ」の設置と活動実績

本学の部・サークル活動グループである「ピアカウンセリング・サークル」が、平成 15 (2003) 年 5 月より熊本県看護協会有明支部、熊本県玉名地域振興局、有明地域保健医療福祉協議会、玉名市教育事務所とともに、「まちの保健室イコイバ」を玉名駅前商店街の一面に開設し、学生によるピアカウンセリング（仲間による相談）を提供している。思春期の子どもたちが不安や悩みについて相談ができ、健康や保健に関する正しい知識や情報を得て、健やかな自己決定力を育てられるような支援を行うとともに、将来の看護や福祉の専門職を目指す学生たちにとっても貴重な経験の場であり、現場の専門職からのアドバイスを得る貴重な機会にもなっている。「まちの保健室イコイバ」を利用した中高大学生の相談者数は平成 17 (2005) 年度に 367 人、平成 18 (2006) 年度には 313 人であった。平成 19 (2007) 年度は改装工事を行ったため活動休止期間が生じ 74 人の利用に留まった。平成 19 (2007) 年度末に 5 年間の活動を総括した報告書「イコイバ Story ～season I～」が刊行された。

ウ. 玉名市と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定の締結

平成 18 (2006) 年 11 月に、従来、個別に行われていた地域貢献を体系化し包括的に行えるように、玉名市との間で「玉名市と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定」が締結された。地域連携項目として、①玉名市総合保健福祉医療施策の支援。②母子保健福祉事業の推進・支援。③成人保健福祉事業の推進・支援。④老人保健福祉事業の推進・支援。⑤市民のための生涯教育の推進・支援。⑥玉名市とのインターンシップの推進が掲げられ、9 事業が具体化されている。それらの事業は「玉名市の地域福祉計画策定の共同・支援」「母子保健推進事業の支援」「障害児のための療育支援事業の支援」「まちの保健室イコイバ事業の推進」「一人暮らし高齢者の見守り事業の発足」「終末期を安心して過ごせる街づくりの検討」「国保及び地域支援事業におけるヘルスアップ対策の推進」「各啓発事業と本学公開講座の共同開催の推進」「玉名市とのインターンシップの推進」である。

こうした連携事業の一環として、玉名市民の健康増進や育児支援を目指して始められた「玉名市健康福祉フェア」では、大学キャンパスを利用した種々の催しの中で、参加した市民に対する保健・医療・福祉の相談コーナー、健康チェック等で大きな役割を果たしている。

エ. 長洲町教育委員会との覚書き調印

本学のサークル活動の中で大きな足跡を残してきた「短艇訓練部」の練習に当たって、長洲町海洋センターの利用を含む多大な支援を得てきたこともあり、平成 19 (2007) 年 7

月に「長洲町教育委員会と短艇訓練部の協力関係に関する覚書」が調印された。今後、「短艇訓練部」はボランティア活動の位置づけではなく、同教育委員会の主催する海洋行事に対して互恵的に、積極的な協力が出来ることになった。

オ. 専修大学玉名高等学校との高大連携の実現

「高大連携」とは大学等が高等教育機関としての使命の下に、地域社会に有為な人材を育成し、地域社会の発展に貢献していけるように、高校生に対して「学びの導き」を行う、すなわち、「大学における学習内容に予め触れることにより、進路選択に役立てる」「学ぶことの面白さを知り、高校での学習意欲向上に繋げる」ことを狙いにしたものである。本学も、玉名市内にある専修大学玉名高等学校からの申し入れを受け、平成 19 (2007) 年 11 月に、「高大連携に関する協定書」に調印し、「高大連携協議会」を設置した。その後の協議を経て、平成 20 (2008) 年 4 月 11 日から、高校生 5 名の科目聴講が実現している。当初の連携は「社会福祉学科」の基礎科目としているが、相互の学校行事、クラブ・サークル活動、施設利用、教育実習等多くの可能性も検討されている。

カ. 地域行事等におけるボランティア活動を介した連携

地域の社会福祉施設等に対して、学生が恒常的にボランティア活動を行う学生の部・サークル（「ボランティアサークル」「Σソサエティサークル」等）が設けられており、大学もこうしたサークルの活動に資金援助を含めた支援を行っている。

地域で行われる行事（「玉名温泉まつり」等）や施設のイベントに対して、学生サークル（「よさこい踊り」や「沖縄エイサー踊り」等）が協力、参加できるよう便宜を図っている。また、地域の自治体における事業の企画等（「新幹線周辺整備促進協議会」「玉名ラーメン大学推進委員会」等）に学生や職員が参画することを行っている。

平成 19 (2007) 年に熊本県を会場にして実施された「スペシャル・オリンピックス」には大学が学生ボランティアの募集を仲介し、本学学生もボランティアとして参加した。学生が毎年、自主的に企画・開催している「体育祭」「学園祭」においては、市民、児童が参加できる種目やイベントを導入して、地域居住者との交流を図るように促している。

（2）10-3の自己評価

“地域とともに成長する大学”を基本理念に掲げ、地域に対して開かれた大学を目指して、多方面で地域との関わりを強めてきた実績が認められる。また、平成 19 (2007) 年度に制定した「九州看護福祉大学学生表彰規程」により、様々な領域での地域貢献が認められた学生に対する表彰制度が確立し、学生の地域参加への意識を高めることが出来たと考えている。さらに、地域の居住者が本学に足を運び或いは学生、職員と直接交流できる機会を作り出すことが有効と考えられる。

（3）10-3の改善・向上策（将来計画）

本学の学生、職員が地域の居住者と交流できる機会を設けることは、少子、高齢化が進んでいる地域社会に対して活力を与えることに繋がると考えられることから、地域の各種行事への積極的な参加を奨励して行く。

一方、将来の「看護師」「理学療法士」「社会福祉士」等の対人サービスの専門職種を目指す学生たちにとっても、さまざまな行事やイベントの中で、地域の人々と生きた交流の機会を持つことは極めて大きな教育的意義を有しており、本学としてもさらなる機会を提供する。

[基準 10 の自己評価]

本学は、玉名市をはじめ熊本県北部地域の 2 市 10 町により設立された公設民営の大学であり、大学の基本理念の一つに「地域とともに成長する大学」を掲げ、地域に開かれた大学としての運営を行っている。その中で、図書館等大学施設の開放や、公開講座の開催等の物的・人的資源の社会への提供を進めており、学生、職員ともに地域に根ざした活動に参加し地域との協力関係を強めるなど、社会貢献、地域連携に積極的活動を展開している。

[基準 10 の改善・向上方策（将来計画）]

本学は、基本理念の一つである「地域と共に成長する大学」の基に社会貢献、地域連携には力を注いでおり、これまで以上に学生のみならず職員が地域へ出向く機会を提供できるよう環境整備に努める。また、団塊世代に対するリフレッシュ教育の実現・可能性に向けた議論が「教務委員会」で進められており、その結果を待って対応する。

基準 11. 「社会的責務」（組織倫理、危機管理、広報活動等）

11-1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること
《11-1の視点》

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

(1) 11-1の事実の説明（現状）

本学は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人間性豊かな人材の育成を目指し、もって文化の発展に寄与し、新たな社会の需要に応え、国民の保健と福祉の向上に貢献することを目的としており、また、玉名市をはじめ熊本県北部地域の2市10町により設立された公設民営の大学であることから、「地域とともに成長する大学」を目指した大学運営を行っている。この社会的責任を果たすべく、役員等については「学校法人熊本城北学園寄附行為」において、また、職員については「学校法人熊本城北学園就業規則」、学生については「九州看護福祉大学学則」により各種の規定を定めている。組織倫理の確立は、コンプライアンスの根幹をなすものであり、特に、「就業規則」第2章に「勤務」という事項を設け、その第1節に勤務心得として、「職員は、本学設立の趣旨並びに教育方針を体し、職務の公共的使命を自覚し、この規則及びその他諸規程を遵守し、業務上の指示、命令を守り、責任をもってその職務の遂行に専念し、本学園発展のために努めなければならない」旨を規定し、職務専念義務の履行や禁止行為の明示等、職員の遵守事項を定めている。規則等に反する行為があった場合には、制裁規定により処分されることとなる。また、「九州看護福祉大学セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程」や「九州看護福祉大学個人情報の保護に関する規程」を制定し、それぞれに委員会を設置して対応している。さらに、平成19（2007）年11月には「九州看護福祉大学公的研究費に係る内部監査内規」を制定し、平成18（2006）年度に公的資金の交付を受けた1件についての監査を行い、その結果は適正であった。またその結果を学内ホームページに掲載し、公的研究費が適正に使用されるよう職員への周知徹底を図るなど、「九州看護福祉大学における公的研究費の不正防止に関する規程」に基づき適切な運営がなされている。

(2) 11-1の自己評価

諸規程が定められ、それらに定められている事項についての運用が適切になされていると認められ、今後も継続して誠実な運営を行う。

(3) 11-1の改善・向上方策（将来計画）

高い倫理観を保つため、会議や研修等を通じて、教職員個人の倫理観の向上を図る。また、社会の変化等に対応した倫理規定（要綱）を作成する。

11-2 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること
《11-2の視点》

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1) 11-2の事実の説明（現状）

労働安全衛生法及び施行令並びに労働安全衛生規則等、国が定める法令に基づき、本学における労働災害を未然に防止するために「学校法人熊本城北学園職員安全衛生管理規則」を制定し、衛生管理者及び産業医の設置など必要な措置を講じている。また、消防法に基づき、「学校法人熊本城北学園九州看護福祉大学消防計画」を策定、防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び人命安全確保並びに被害の極限防止を図っている。災害が発生した場合には、第一発見者が本学「緊急連絡網」体制に従い関係者に連絡を取るとともに、被害を最小限に抑えるための措置を講じることとなっている。また、防火管理に関しては、防火管理者（防災センター長）及び区域ごとに火元責任者を決め、火災防止に万全を期している。火事が起きた場合は学長を隊長とする自衛消防隊が組織されており、隊長の指揮により必要な措置が講じられる。

一方、学生の健康、保健衛生に対する取組として、メンタル面を含めて主に「保健管理センター」で対応しているが、傷害時の負担軽減のために学生全員を対象として「学生教育研究災害傷害保険」に加入させている。交通事故、詐欺、ストーカー、暴力等による被害が生じないよう事前教育を行うとともに、法律の専門家や警察と連携して問題解決に当たっている。また、大雨、洪水、暴風警報が発令された場合における通学学生の危難、被害への遭遇を防止するため、休講の判断基準等を明らかにする「災害等の発生時における休講措置について」を定め、学生便覧により学生への周知を図っている。このほか、学内施設のバリアフリー化や駐車スペース、エレベーター、トイレなど障がいを持つ学生への配慮を行うとともに、「九州看護福祉大学個人情報の保護に関する規程」を設け、個人情報保護管理責任者（学科長、専攻長、事務局長）を定めるなど、情報漏えい防止及び個人情報の適正な管理並びに安全保護を図っている。

(2) 11-2の自己評価

安全衛生に関しては「安全衛生委員会」が中心となって対策を講じ、学生の健康管理は「保健管理センター」を中心に、また防災等の管理については組織的な体制を整備しており学内外の危機管理体制の整備を着実に進めている。

(3) 11-2の改善・向上方策（将来計画）

海外での短期留学、学外実習中の学生に対する危機管理を含め、全学的な危機管理マニュアルの作成が必要であり、今年度中の作成を目指し「学内理事会」等で検討する。

11-3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

《11-3の視点》

11-2-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 11-3の事実の説明

学部及び大学院の教員が行った個人研究、共同研究、科学研究費補助金による研究等の研究成果を発表する場として、平成11(2000)年から「九州看護福祉大学紀要」を刊行し、

全国の大学、研究機関等に送付してきた。紀要は、「紀要編集委員会」において編集・発行され、学内外の専門家による査読が行われており、それらに収められた学術論文等の投稿状況は以下のようになっている。

		原著論文	研究ノート	実践報告等	計
第1巻1号	1999年	34	—	—	34
第2巻1号	2000年	6	3	14	23
第3巻1号	2001年	7	8	11	26
第4巻1号	2002年	8	11	9	28
第5巻1号	2003年	5	7	12	24
第6巻1号	2004年	8	5	6	19
第7巻1号	2005年	3	2	6	11
第8巻1号	2006年	3	2	7	12
第9巻1号	2008年	1	2	1	4

また、平成15(2003)年12月に開催した公開シンポジウム「薬害エイズとハンセン病問題がこれからの看護・福祉に問いかけるもの」における各シンポジストの発言内容のまとめに加え、「作為と不作為」の問題に関する考察と「らい予防法を放置してきた法曹界の不作為責任」や水俣病問題への論述や薬害C型肝炎訴訟原告からの寄稿を合わせて「ハンセン病・薬害問題プロジェクト 作為・不作為へ」と題し出版した。当該問題における貴重な資料となっている。さらに、開学時から継続している公開講座についても、参加できなかった方々に対する便宜を図るとともに参考資料として広く利用されることを意図して「九州看護福祉大学公開講座運営委員会」の取りまとめにより、平成12(2000)年度に実施した公開講座の講演要旨集を作成・配布し好評を得た。平成19(2007)年度に開催した公開講座についても同様に作成・配布する予定である。また、平成18(2006)年度には、平成10(1998)年度の開学時から平成17(2005)年度までの教育研究活動を取りまとめた「九州看護福祉大学年報」を発行し、関係者及び関係機関に配布した。また、創立10周年を記念して、平成19(2007)年5月には「九州看護福祉大学創立10周年記念誌」が刊行され、本学設立の経緯や、開学から今日までの沿革が詳細に記録されている。

教育研究成果の広報ではないが、本学における動きを伝えるために、開学半年後に発行を開始した広報誌「九州看護福祉大学学報」は、発行回数を年3回から年2回に減じたものの、第23号までの発行を重ねている。発行時期は6月と12月で、それぞれ、新年度開始時点でのさまざまな変化や、年度前半に生じた出来事と後期の主要な予定を取り上げる内容となっており、夏季のオープンキャンパス等における重要な情報発信の手段になっている。

(2) 11-3の自己評価

「九州看護福祉大学紀要」の刊行を中心に、教育研究成果の学内外への広報活動は順当に取り組まれてきたと判断する。しかし、情報提供の迅速化が求められている現状に照らして、本学の情報公開、情報発信についてもホームページ等を通じて一層の強化が必要とされる。

(3) 11-3の改善・向上方策（将来計画）

情報提供の迅速化に 대응するために、大学ホームページ利用による、本学が連携する行事、イベントに関する情報提供あるいは関連記事の掲載、研究連携のための募集案内の掲載、さらには、各種研究成果に関する逐次的報告や「九州看護福祉大学紀要」と並行しての研究成果のホームページ公開等も検討を始めている。

[基準 11 の自己評価]

社会的機関として必要な組織倫理に関しては各種規程を定め、それにより適切に運営されている。また、危機管理についても安全衛生、防災等に概ね対応できており、機能している。さらに、教育研究成果の公表については「九州看護福祉大学紀要」によって公表していることから社会的責務は果たされていると判断する。

[基準 11 の改善・向上方策（将来計画）]

組織倫理に関する諸規則は制定されており、危機管理体制等についても本学の「緊急連絡網」体制に基づいて行っている。安全衛生面で「安全衛生委員会」の果たす役割は教職員に認識されているが、さらに研修や会議等の場で定期的に周知する。本学の教育研究成果の広報は、地域に根ざした大学を目指している本学にとっては重要な要素であり「広報委員会」においてその在り方について検討する。

IV 特記事項

本学の特筆すべき事項として以下の2点について述べる。

1. 九州看護福祉大学の運営

(1) 保健・医療・福祉に特化し、教育・研究の目標が極めて明確であること。

総合大学とは異なり、保健・医療・福祉の分野に特化した大学である。そのため、この分野の専門職の養成に努めること、必要な国家資格等を取得し、この分野の人的資源として社会的に貢献することを目指している。少子高齢化に伴う社会的変動の中で、その影響を最も直接的に受けるのは保健・医療・福祉サービスの分野であり、政府が最も意を尽くしている領域である。国家的な要請に基づき、地域に存立する高等教育機関として自主・自律的な立場を両立させながら、教育・研究を推進している。

本学は、附属病院等大学に附属する実習機関を有しないことから、熊本県を中心とする広域の保健・医療・福祉の施設と緊密な教育さらには研究のネットワークを構築し、多様な臨地経験を教育・研究の場に活用している。このネットワークを維持するためには相当のエネルギーを必要とするが、保健・医療・福祉施設の経営環境が悪化する中で、このような形のソフトな教育ネットワークのメリットにも注目すべきであろう。また、実習機関のスタッフがさらにキャリアアップを図り、能力を高めるために公的な研修の場として本学大学院研究科に入学を志願する場合は、授業料の減免措置を講じるなど、地域における当該領域の人材のレベル向上に努めている。因みに、本学の平成19(2007)年度卒業生の看護師国家試験の合格率は96.7%で、全員が看護職(保健師、養護教諭、教員を含む)に就業している。また、社会福祉学科において社会福祉士の合格者は他大学の社会福祉学科のそれに比し高く87人で、卒業生の約65%が社会福祉関連職域に就業しており、本学の教育目標に合致している。

(2) 公設民営の形態で開設、運営され、地域連携、地域振興の視点を極めて重視していること。

本学の設立経緯の項で詳述したように、本学は熊本県及び地元玉名市をはじめとする周辺2市10町の公的資金及び民間の拠出金によって設立された大学である。ここに寄せられた地域の方々の熱い思いは、今日まで本学の伝統として脈々と受け継がれている。

具体的には、既述のように玉名市と交流協定を結び、共同で「医療費の分析」、「高齢者の健康づくり」、「環境基本計画の策定」等様々な事業を展開するとともに、各種審議会に主要メンバーとして市政に参画している。他方学生は、中・高校生の思春期の相談室「まちの保健室イコイバ」をはじめ多様なボランティア活動を展開し、最大のイベントである「玉名市健康福祉フェア」では本学を地域に開放するなど、メディアの注目を集めているところである。

このように本学は、玉名市を中心とする有明地域の保健・医療・福祉のシンクタンク的な役割を果たすとともに、行政スタッフのみでは対応できない人的資源を提供し、地域参加の輪を拓けるなど、大きな社会資源として位置づけられる。また上記(1)で既述しているように本学大学院研究科に志願する場合は、授業料の減免措置を講じるなど人的資源の資質向上に努めている。この制度を利用して現在5人の大学院生が在籍している。本法人の運

営に際しても、理事の中に地元自治体の首長 3 人が、評議員には荒尾・玉名地域の全首長 6 人が就任し、本学の高等教育機関としての自律性を維持するとともに、地域自治体の要望を反映させるべく努めている。因みに、玉名市の人口は熊本県下の類似郡市と同様に減少傾向にあるが、若年人口の比重は高く、玉名市や周辺各自治体に税収をはじめ財政面にも少なからず寄与している。

2. 学生の教育、ボランティア活動

(1) 教育

ア. リハビリテーション学科；問題解決型学習法

リハビリテーション学科では、学習者の“学ぶ姿勢”を育て、“考える力”を身に付けさせるとともに、“人間関係（態度）”能力や“実践に即した技術”能力を修得させるため、1 年次から問題解決型学習法を取り入れている。特に、2 年次の「専門科目」である「臨床理学療法学」（運動器系、神経系、呼吸循環代謝系、小児各理学療法学）のうち 11 科目の授業はすべて問題解決型学習法で運営している。この方法は理学療法士養成施設の多くで実践されているが、そのほとんどが科目の一部での導入となっており、本学科のように、所属する教員全員が関わり、系統的かつ総合的に実践している養成校は、本学以外皆無である。具体的には、まず 2 年次 2 学期において、①学生を 6～7 人のグループに分け、教員は講義をせずに課題（模擬処方箋 18 課題）を提示。②グループごとに学習した知識をレポートとして教員に提出。③教員があらかじめ設定しておいた教授目標（一般目標、行動目標）に沿っているかどうかを確認し、不足があれば（答えを教えずに）「～についてはどのように考えるのか？」などを助言。④レポート完成後、グループ内での口頭試問により学習での修得内容のチェックを行い課題終了。これを 18 課題実施する。そして 3 年次 1 学期には、①技術の修練をより現実感を持たせ実践的とするため、模擬患者（Simulated Patient；SP）により実施。②教員が患者役となり客観的臨床能力試験（Objective Structured Clinical Examination；OSCE）を実施。以上で課題終了としている。問題解決型学習法導入の成果としては、学生個人の自己学習時間が飛躍的に向上するとともに、レポート作成に資するため本学附属図書館の利用率が上昇した。また、終了後の学生アンケートでは、自己認識としての“学びの発見”ができたかどうかとの問いに、84%の学生が「できた」と答えている。そして、満足度の調査では 60%の学生が「満足した」と答えている。加えて、教員からは「人間関係」能力が向上したとの調査結果を得ている。今後更に問題解決型学習法による授業を増やすなど、改善・工夫することで、学生が卒業後に臨床現場で必要となる問題解決能力を発揮し、職場において十分寄与できると考えている。

イ. 社会福祉学科「国際協力コース」

平成 19（2007）年度に開設された社会福祉学科；「国際協力コース」では、実習科目の中に「野外実習」を設け、「海上訓練」と「陸上訓練」を 2 泊 3 日で実施している。この実習訓練の目的は、海、陸の自然を理解し支援活動で求められる協力・協同の精神を養い、そして物資の不足する海外での支援活動を想定して自活生存のためのスキルを養うことにある。平成 19（2007）年度の海上訓練は、熊本県玉名郡長洲町海洋センターにおいてカッター、ヨット、カヌー、結索の各訓練、陸上訓練は、熊本県上天草市大矢野町において野

営、懸垂降下、結索、応急処置の各訓練を実施し、学生の支援援助能力の向上を図っている。また、より実践的な問題解決及び支援計画立案のための「PCM (Project Cycle Management Plan) 演習」を開設、野外実習とともに問題解決能力や支援援助能力の獲得に向けた取組を行っている。ミャンマーを襲ったサイクロンや中国四川省の大地震による甚大被害等、昨今の地球規模の諸問題はますます深刻な状況にあり、わが国においても遠い世界の問題ではなく、国際社会の一員として世界の国々と協力連携しながら解決策を模索していくことが必要となっている。社会福祉を基礎として国際協力を学ぶ専門コースである「国際協力コース」における教育は、福祉マインドと国際感覚を持った人材を養成するに相応しいカリキュラムを有しており、将来、青年海外協力隊、防衛省、海上保安庁、自治体、消防、NGO・NPO、教育機関等で活躍する人材の輩出に貢献出来る。

ウ. がんプロフェッショナル養成プラン

加齢に伴って10年後には3人に2人ががんに罹り2人に1人ががんで死亡するといわれていることから、平成18(2006)年6月、がん対策基本法が成立し平成19(2007)年4月から施行されることとなった。その第14条に、がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るための施策を講じること、第15条では、居住地に関わらず等しく適切ながん医療を受けることができるよう施設の整備を行うこと、また第16条では、がん患者の療養生活の質の維持向上策を策定することが規定され、がん医療の均てん化が促進されることとなった。それを受けて、文部科学省では「がんプロフェッショナル養成プラン」を策定、がん医療の担い手となる高度な知識・技術を持つがん専門医及びがん医療に携わるコメディカル等、がんの特化した医療人材の養成を行うため大学病院等との有機的かつ円滑な連携のもとに行われる大学院のプランを支援することとした。本学は、九州大学を中心とした九州地区13大学の1つとして共同申請に参加し、平成19(2007)年7月に「九州がんプロフェッショナル養成プラン」が採択された。文部科学省の養成プランの中にある3つのコースを分担して実施するものである。本学は、「がん医療に携わる専門のコメディカル養成コース」の一つを分担、看護福祉学研究科看護学専攻「臨床看護学分野；がん看護学領域」の「上級実践コース」の履修科目が、コメディカル養成コースの読み替え科目として利用されるもので、本学大学院の実践的、専門的な研究・教育が評価されたものである。教育内容については、がん専門看護師に必要な教育課程として日本看護系大学協議会の審査・認定が必要であり、現在、認定に向けた取組を行っているところである。

エ. 履修促進システム (RS)

平成19(2007)年度第1学期より、修学支援策の一環として、携帯電話による「履修促進システム」を導入しテスト稼動を行い、平成20(2008)年度第1学期から本稼動し、出席確認のための時間を短縮、授業に当てる時間を確保した。少人数教育を実施している科目については一目で出欠が確認できるものの、50人を超す授業においては出欠の確認だけでも5分から10分を要している。授業に出席しているかどうかの確認は、授業に臨む学生の態度を知る上でも必要である。学業不振、勉学意欲の減退・喪失等に陥る前には遅刻、欠席等の兆候が現れることが多く、ひいては休学、退学に及ぶケースも少なくないこ

とから、事前にその兆候を捉え、出来る限りの援助体制を整えることが教育的配慮であると考え、平成 19 (2007) 年度に日本私立学校振興・共済事業団の支援を得て「履修促進システム」を整備し、学生の必須ツールである携帯電話による出欠管理を行っている。

(2) ボランティア活動

ア. 社会福祉施設等での活動

本学の目的が国民の保健と福祉の向上に貢献することとされ、保健・医療・福祉分野の連携・統合と地域社会への貢献を目指すことが特色の一つとされている。特に、地域社会への貢献という面では大学を挙げて力を注いでおり、その多くが学生活動としてのボランティア活動である。本学の「ボランティアサークル」は、自らのボランティア観を高めるためのものであるが、地域交流の一環として熊本県内外の福祉施設や市町村が行う福祉関係イベントに参加し高い評価を得ている。同様な取組を行っているサークルは、「RCY サークル (青年赤十字奉仕団)」の献血への呼びかけ、「Σソサエティサークル」の学校・社会奉仕活動、「飛羽隊」と呼ばれるサークルによる“よさこい”演舞活動、「華莉踊子 (かりゆし) エイサー隊」の沖縄民族舞踊による演舞活動等があり、各方面で活躍している。

イ. 自治体等との共同活動

また、異色の活動としては、「短艇訓練部)」による熊本県玉名郡長洲町教育委員会主催の「子ども海洋教室」への支援である。カッター、ヨット、カヌー等を用いて海に親しみてもらい、海についての理解を深めさせることを目的としている。そして、「ピアカウンセリング・サークル」が行う「まちの保健室イコイバ」事業である。この事業は、有明保健所の第 4 次保健医療計画 (平成 15 (2003) 年度から平成 19 (2007) 年度) の最重要課題として位置づけられ、この有明地区で育っている思春期の子どもたち・若者たちの集まる場所を提供する事業と、日本看護協会が推奨する「まちの保健室モデル事業」とが相俟って、平成 15 (2003) 年 5 月 19 日に熊本県下で初めて発足した。「まちの保健室イコイバ」は、子どもや若者たちが思春期における心身の発達に関する正しい知識を習得し、不安や悩みを相談出来、健やかな自己決定能力を培うことが出来るよう、JR 玉名駅前商店街の一角に設置された集いの場である。運営は、熊本県看護協会有明支部、熊本県玉名地域振興局、有明地域保健医療福祉協議会、玉名市教育事務所と共に行っている。もちろん中核にあるのが、本学学生と職員であり、さわやかな活動が地域への広がりを見せており、地元の子供・若者以外にも高齢者が立ち寄り雑談の場となり、独居老人の孤独の解消となるなど関係機関からも熱い視線が向けられている。